

文部科学省 マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）

庄原実業 産学連携・地域協働ガイドブック2023

庄原実業 産学連携・地域協働ガイドブック2023

製作プロジェクトチーム

（2024年1月9日）

※本書は、令和3～5年度 文部科学省 マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）の一環として、庄原実業高校の生徒と教職員、外部協力者により制作されたものです。授業の過程における利用を目的としています。第三者のイラスト等の著作物を含むため、それ以外の目的での複製、配信はできません。

目次

はじめに	p 1
知的財産の基礎知識と事例（生徒向け研修）	p 3
知的財産の基礎知識と事例（教職員・地域向け研修）	p 15
ワークショップ第1回（令和5年 8月 7日）	p 23
ワークショップ第2回（令和5年 9月 4日）	p 28
ワークショップ第3回（令和5年10月17日）	p 33
ワークショップ第4回（令和5年12月12日）	p 35
庄原実業高校 産学連携・地域協働プロジェクトガイドライン2023	p 41
あとがき	p 43

1. はじめに

広島県立庄原実業高等学校では、科目「課題研究」等を中心に産学連携・地域協働の形でプロジェクト学習が行われている。

従前より、「産業教育においては、企業等と連携した商品開発、地域での販売実習、高度熟練技能者による指導など、地域や産業界等と連携した実験・実習などの実践的、体験的な学習活動を重視」するとされてきた。その上で、この度の改訂指導要領が目指す「主体的・対話的で深い学び」の実現のために、3つの視点が示されている。^{*1}

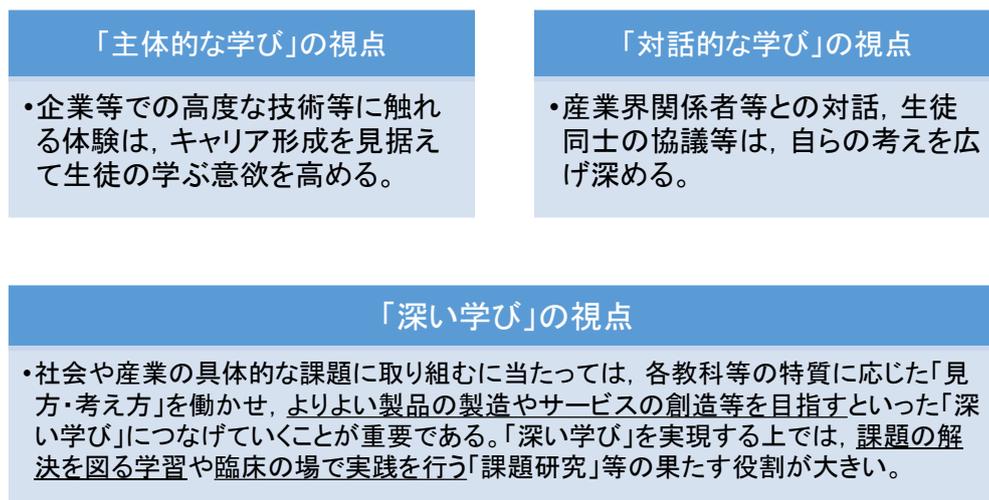


図 3つの視点（学習指導要領 農業 解説編 P.8より 下線部筆者）

下線部のとおり、よりよい製品の製造やサービスの創造等を目指して、地域課題や産業上の課題の解決を図り臨床の場で実践することを、学校は学習として行う。他方、それは産業社会からみれば、新たな知的財産の創造・保護・活用によるビジネス活動（業としての活動）であり、当然、事業リスクを伴う。

農業高校は多くが行政により学校設置されていることもあり、無意識のうちに関係者は無謬性を求める。しかしながら、ことこのような地域や産業界、中学校や大学等との連携・協働では、業界慣習の違いや目的の違いが相互に齟齬を産みトラブルが少なからず発生することは当然である。

本書は、そうした様々なリスクや業界慣習といった障害を乗り越え、学校と地域及び産業界が協働して、生徒にとって「主体的・対話的で深い学び」を実現する教育環境を創出することを願ってまとめられたものである。また制作に当たっては、絵に描いた餅にならぬよう高校生の等身大のガイドブックを志向し、山口大学知的財産センターのファシリテートによるワークショップ形式で、生徒の認識及び発する言葉を元にして、次の手順で進めた。

*1 高等学校学習指導要領（平成30年度告示）解説農業編 P.8

- ①知的財産の基礎知識と事例（講義形式）
- ②ワークショップ第1回～何をつくろうとしているのか？どうつくるのか？～
- ③ワークショップ第2回～プロジェクト学習の中にある知的財産等気づく～
- ④ワークショップ第3回～課題研究活動のヒアリングによる実態調査～
- ⑤ワークショップ第4回～ケース教材をもとに対策を考える力を養う～
- ⑥庄原実業高校 産学連携・地域協働ガイドライン2023づくり

また、本書は知的財産権法に係るものではあるが、生徒を主体とする産学連携・地域協働によるプロジェクト学習の推進を主眼とするものであり、法律知識の正確性より、適切な考え方を身に付けることを重視している。知的財産権をビジネスに活かす観点より、発生しやすいトラブルを想定し、その対応に力点を置いた。それは「転ばぬ先の杖」というより、「安心して転ぶための受け身の練習」である。他方、知的財産の学びを活かして、新しい知・価値を生み出すという点では不足が残るところであり、次年度以降に充実を図りたい。

今後は、「総合的な探究の時間」の充実等で、プロジェクト学習はさらに活発になっていくだろう。本書作成の手法が毎年継続され、リスク評価とその対策が常に実態に即したものになるようアップデートされ続けることが肝要である。

最後に、本書をまとめるにあたり、教材となる事例について全国の学校の先生方や生徒・学生の皆さまにご協力をいただきました。心からの御礼の気持ちとその長年の地道な活動への敬意を表します。事例によっては展開上あえて失敗事例のよう紹介しているところもあります。大変失礼なことと存じます。しかしながらその躓きこそが学びを深める大切な道程であり、生徒にとっても教職員・地域にとっても貴重な体験だと考えます。事例の中の学びが、本書を利用する皆さまに肌感覚を伴って届き、産学連携・地域協働プロジェクトの助けとなることを願っています。

令和6年1月9日

山口大学 大学研究推進機構知的財産センター 准教授 陳内 秀樹

庄原実業 産学連携・地域協働ガイドブック2023製作プロジェクトチーム

広島県立庄原実業高等学校	食品工学科	3年	背戸	彩花
	食品工学科	3年	室田	遼弥
	環境工学科	3年	入瀬	那琉
	環境工学科	3年	大段	海斗
	生活科学科	3年	草谷	カンナ
	生活科学科	3年	藤原	春香
	生活科学科	3年	林	紗耶

教諭 植田 恭広

山口大学 大学研究推進機構知的財産センター 准教授 陳内 秀樹

知的財産の基礎知識と事例（生徒向け研修）

ス
ラ
イ
ド
1

高校向け 知的財産入門

- (1) 知的財産の全体像と著作物
- (2) 侵害の判断（依拠、類似、利用行為）
- (3) 著作者の権利が制限される場合（権利制限規定）
- (4) 事例にみる著作権の尊重と利用
- (5) まとめ

山口大学知的財産センター 陳内秀樹

©2016-21 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

まず、知的財産について基礎的な知識を身に付けることから始めよう。

ス
ラ
イ
ド
2

高校向け 知的財産入門

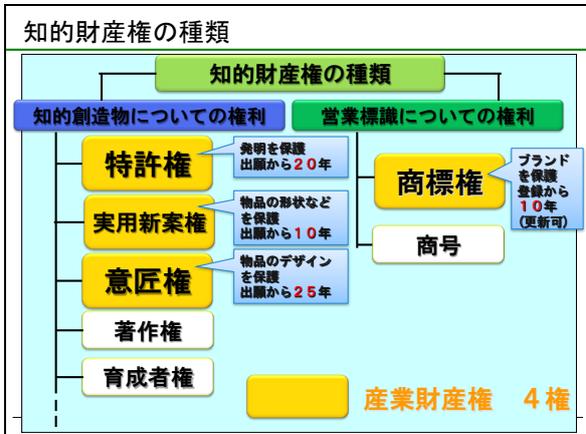
- (1) 知的財産の全体像と著作物
- (2) 侵害の判断（依拠、類似、利用行為）
- (3) 著作者の権利が制限される場合（権利制限規定）
- (4) 事例にみる著作権の尊重と利用
- (5) まとめ

山口大学知的財産センター 陳内秀樹

©2016-21 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

まずは、知的財産の全体像と、なかでも皆さんにとって最も身近であろう著作権について触れる。

ス
ラ
イ
ド
3



最初に整理のために、知的財産権の種類を確認しておく。

知的財産権の内、この黄色で示した権利を産業財産権とよび、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4つがある。この保護期間はそれぞれ異なる。(実用新案権10年、意匠権25年など)

ス
ラ
イ
ド
4

著作物って何？

創作したら権利が発生 (特許は登録が必要だが...) 無方式主義という。

●著作物 思想又は感情を創作的に表現したもので「文芸」「学術」「美術」又は「音楽」の範囲に属するもの。

©2014-2021 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved. 4

知的財産権のうち、皆さんに身近な著作権から解説する。著作権が保護している著作物とは「思想又は感情の創作的な表現したもの」である。この定義は大切なので覚えておく。

著作権は、産業財産権と異なり無方式主義（創作と同時に権利が発生する。対して特許権等は特許庁への出願登録により発生する）である。

ス
ラ
イ
ド
5

次のケースを考えてみよう <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%B5%E3%83%A8%E3%81%AE%E8%87%AA%E6%92%AE%E3%82%8A>

これは著作物？

画家が描いた絵 大人が描いた絵 小学生が描いた絵 幼児が描いた絵 猿が描いた絵

©2014-2021 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved. 5

では、スライドの絵はどれが著作物といえるか。皆さんの常識ではどこまで？

ス
ラ
イ
ド
6

次のケースを考えてみよう

これは著作物？

画家が描いた絵 大人が描いた絵 小学生が描いた絵 サルの自撮り < サルのじどり >

サルの自撮りは、メスのクロザルがイギリスの自然写真家デイヴィッド・スレイターのカメラを使って自撮りした写真のこと。この写真はウィキメディア・コモンズにアップロードされ、2014年半ばに大きな話題を呼んだ。人間以外の動物による作品に著作権が発生するのかが問題となったのである。ウィキペディア

■ どこまでが、次の定義に当てはまるだろうか？

● 著作物 思想又は感情を創作的に表現したもので「文芸」「学術」「美術」又は「音楽」の範囲に属するもの。(著作権法2条1項1号)

©2014-2021 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved. 6

先ほどの著作物の定義に照らして、もう一度考えてみよう。

答えは、画家も大人も小学生も幼児が描いた絵も、いずれも猿が描いた絵以外は、全て著作物である。

猿も感情を表現することはあるが、感情を創作的に表現、すなわち、自分の気持ちを絵で表現しようとして絵を描くわけではない。感情を筆にぶつけることはあってもそれは創作的な表現とはいえない。

ス
ラ
イ
ド
7

著作物を探してみよう

● 新聞紙面から著作物を探してワークシートに記入してみよう

7

皆さんは新聞は著作物だと知っている。しかし実は、新聞紙面の中には著作物とそうでないものが混じって存在していると気づいているだろうか

ス
ラ
イ
ド
8

著作物を探してみよう

● 新聞紙面から著作物を探してワークシートに記入してみよう

ヒント: それって著作物?? 判断基準としては、「創造されたもの」、「アイディア」など。だれが書いても同じことは「著作物」とは呼べない。

8

まず、著作物の可能性のあるものに印をつけてみたらこのようになった

ス
ラ
イ
ド
9

○: 著作物
△: 著作物ではない場合有
×: 著作物ではない

著作物を探してみよう

●新聞紙面から著作物を探してワークシートに記入してみよう

そのうち、著作物であるもの(創作的表現)は、本文、漫画、写真、図、マーク、地図、紙面全体(どこになにをどのように配置するか)である。著作物といえないものは、株価などのお知らせ欄(思想感情と関係ないデータ)、表(データそのもの)、見出し(短いので誰が書いても同じようになりがち)である。

人の写真は、カメラマンに著作権がある。対して、写された側にはプライバシーの権利である肖像権がある。

ス
ラ
イ
ド
10

高校向け 知的財産入門

- (1) 知的財産の全体像と著作物
- (2) 侵害の判断(依拠、類似、利用行為)
- (3) 著作者の権利が制限される場合(権利制限規定)
- (4) 事例にみる著作権の尊重と利用
- (5) まとめ

山口大学知的財産センター 陳内秀樹
©2016-21 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

次に、著作権の侵害かどうかの判断ができるようになろう。

ス
ラ
イ
ド
11

類似性

©2016-21 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

まず類似性について知ろう。

ス
ラ
イ
ド
12

類似性判断

このケースは著作権侵害? (類似性)

風景をみて...

描いた... ケース1
ケース2

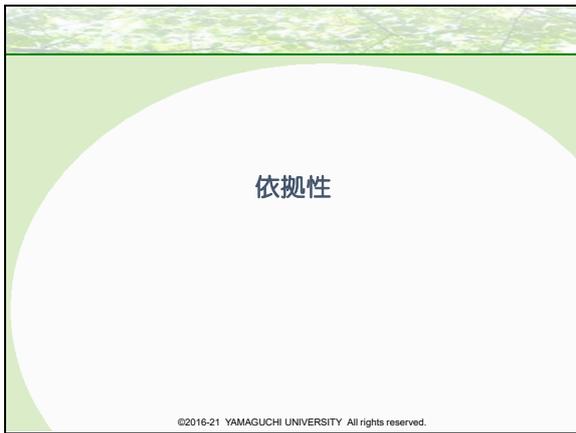
←著作権侵害?→
←著作権侵害?→

©2014-2021 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

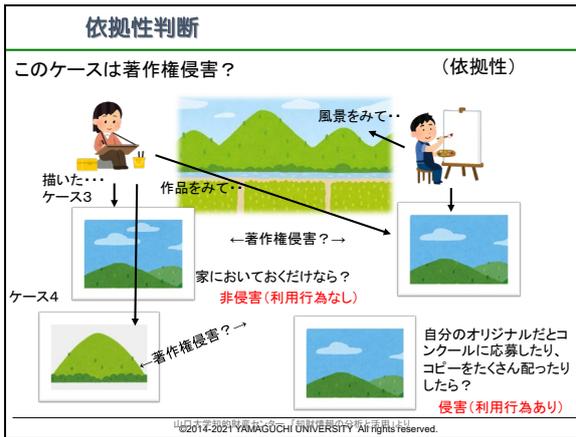
写生大会で、同じ景色を見て絵を描いた。
ケース1 同じ景色を見たが違う絵ができた・
ケース2 同じ景色を見て偶々似た絵になった。

これらは著作権侵害だと言えるだろうか?
皆さんの常識で考えても、どちらも「侵害ではない」と答えるだろう。

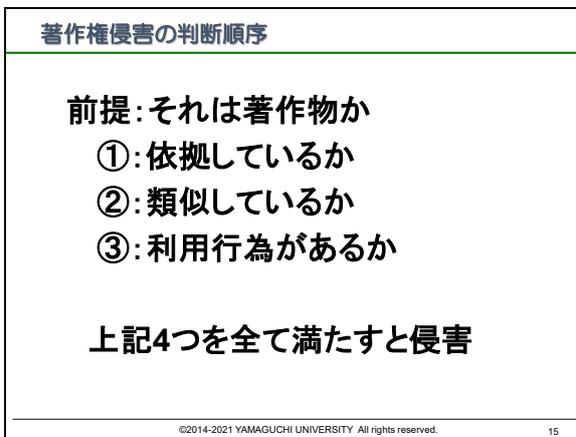
すなわち、似ている(類似している)だけでは侵害にならない。他の条件も必要ということだ。



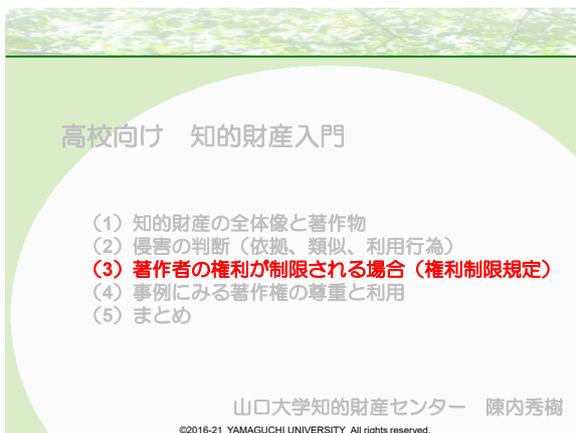
次に依拠性である。



では、次の場合はどうか？
 ケース 3 左の人が右の人の作品を見て描いた似た絵
 ケース 4 // 似てない絵
 ここでの判断は迷うところかもしれない。
 ケース 4 は侵害ではない。理由は依拠した（作品を見た）が類似していないからである。
 ではケース 3 は侵害かと言えば、即侵害とはいえない。似た作品を描いても公表せず持っておくだけなら、誰も侵害を問わない。



すなわち、侵害になるには、「著作物について、依拠し、類似し、利用行為がある（公開するなど）」という4つの条件が必要であることが分かる。



この侵害の判断に照らすと、昨日までの自分の行為は、著作権侵害をしていた！と不安になった人もいるかもしれない。
 しかし、次のような場合は、著作者の権利が制限される。すなわち他人の著作物を許諾なく利用できる。自分のこれまでの行為は、どうか振り返りつつ見ていこう。



まず「私的複製」である。例えば、自分が買った問題集を何度も勉強するためにコピーすることなどがこれに該当する。本の主人公の印象的な台詞をペンで書き写すことも、著作物の複製にあたるが、これも同じで、著作者の許諾を得ることなく行える。

次に「営利を目的としない上演等」だ。文化祭などでのコピーバンドがこれに当たる。

「授業の過程における複製」も侵害に問われない。先生が教材をコピーして配付したり、生徒の皆さんが教科書の文章を自由に書き写したりできるのはこのためだ。

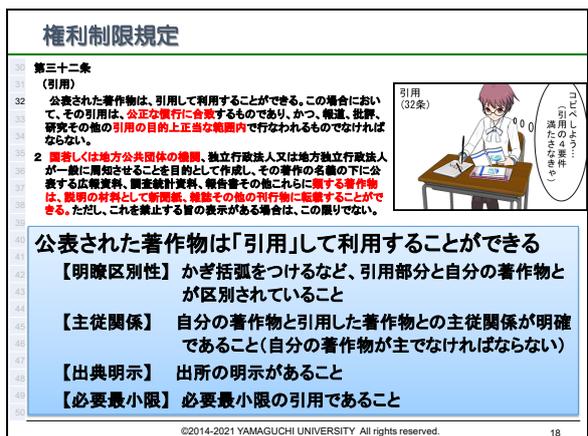
引用については次のスライドで説明する。

【その他 著作者の権利が制限されるケース】

- 写真を撮影したところ、本来意図した撮影対象だけでなく、背景に小さくポスターや絵画が写り込む場合
- 街角の風景をビデオ収録したところ、本来意図した収録対象だけでなく、ポスター、絵画や街中で流れていた音楽がたまたま録り込まれる場合
- 絵画が背景に小さく写り込んだ写真を、ブログに掲載する場合
- ポスター、絵画や街中で流れていた音楽がたまたま録り込まれた映像を、放送やインターネット送信する場合

【原則として著作権者の許諾が必要なケース】

- 本来の撮影対象としてポスターや絵画を撮影した写真を、ブログに掲載する場合
- テレビドラマのセットとして、重要なシーンで視聴者に積極的に見せる意図をもって絵画を設置し、これをビデオ収録した映像を、放送やインターネット送信する場合
- 漫画キャラクターの顧客吸引力を利用する態様で、写真の本来の撮影対象に付随して漫画のキャラクターが写り込んでいる写真をステッカー等として販売する場合



著作権法上の「引用」とは、公正な慣行に合致し、引用の目的上正当な範囲内の行いであり、この範囲内なら著作者の許諾をとらなくても、その著作物を利用してよい。

具体的には、次の4つの要件が最高裁で示されている。

①明瞭区別性、②主従関係、③出典明示、④必要最小限である。

皆さんがレポートなどを書く場合は、これらを普段から意識しているだろうか？

②の主従関係のみよく分かっていないかもしれない。例えば、SNSに好きな楽曲の歌詞全てをスクショして、そこに自分の感想を「この歌詞好き」ろだけ付けたとする。この場合は主従関係が逆転している。好きな歌詞の好きなところを説明するにあたり必要な部分のみを切り取って貼り付けて、その上で、自分が、どのようにこの歌詞を好きなのか十分な文章の質と量で論じればこれを満たす。

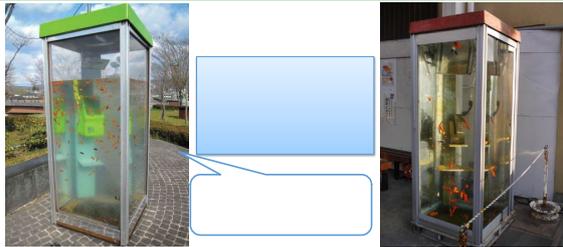
高校向け 知的財産入門

- (1) 知的財産の全体像と著作物
- (2) 侵害の判断（依拠、類似、利用行為）
- (3) 著作者の権利が制限される場合（権利制限規定）
- (4) 事例にみる著作権の尊重と利用**
- (5) まとめ

山口大学知的財産センター 陳内秀樹
©2018-21 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

では、次に教育現場でどのような侵害事例が発生しているかみてみよう。

金魚電話ボックス事件 (2018年9月)



県大和郡山市柳町商店街「金魚電話ボックス」
(遠形大学 金魚部 学生が制作「テレ金」を承継)

?

©2014-2021 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

「金魚電話ボックス事件」という裁判例である。現代アート作家の山本氏が電話ボックスに水を入れて金魚を放ち、受話器から空気がでる「メッセージ」という作品を作った。

一方、ある大学生グループが、電話ボックスの色や金魚の大きさが異なる「テレ金」を作った。生徒の皆さんから「ああ、やっちゃった」という声が聞こえてきそうだが、ここまでは「授業の過程における複製」であり、侵害には問われない。問題は、作った作品を商店街に常設展示したことで、「授業の過程における…」という範囲を超えてしまったことだ。

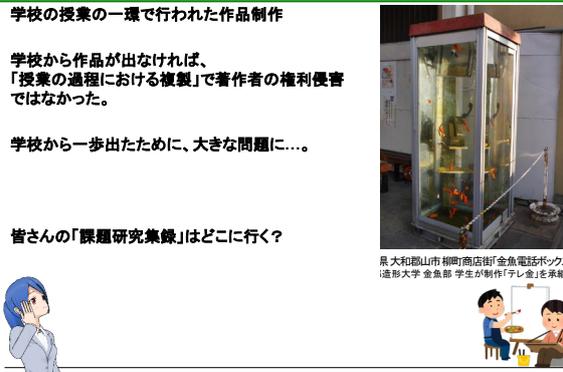
金魚電話ボックス事件から学びたいこと

学校の授業の一環で行われた作品制作

学校から作品が出なければ、「授業の過程における複製」で著作者の権利侵害ではなかった。

学校から一歩出たために、大きな問題に…。

皆さんの「課題研究集録」はどこに行く？



県大和郡山市柳町商店街「金魚電話ボックス」
(遠形大学 金魚部 学生が制作「テレ金」を承継)

©2014-2021 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

学習の過程で、よい作品を真似て作るのはむしろ素晴らしい。皆そうして模倣を繰り返す中で自分の独創性を磨いていく。でも他人の作品を真似したものを、その作家の許諾を得ず公開すれば著作権侵害になる。

さすがに自分の作品を商店街に展示するという機会は少ないだろうが、写真を SNS にアップしたり、大会に応募したりすることはあるだろう。これも同じである。学校によっては、課題研究の文集が HP や校外の公立図書館に公開される場合もあるので、意識するようにしておこう。

Blank slide content.

ここまで著作権について学んできた。皆さんは、著作物かどうかの判断ができるようになった。侵害かどうかも、依拠、類似、利用行為に分けて考えられるようになった。

さらには、授業の過程における複製や引用など、著作者の権利が制限される場合があることも知った。

そうした著作権の知識を持った状態で、学校生活を振り返ると、もしかしたら侵害していたかも？という行為も思い浮かんだことだろう。

学校生活で、著作権者の権利を不当に侵害していない？



高校体育祭のケース(2015)

・体育祭でクラスでそろいのTシャツを作った。
・有名ブランドのマークを複製。
・ロゴは類似(adidas→asedase)
・著作権:「授業の過程における複製」と言える？
・商標権:オリジナルTシャツ業者によるプリントは業としての利用にあたるのでは？



中学・高校のケース(2021)

・体育祭でキャラクターの絵を描いた。
・学校HPに投稿、SNSにも生徒がUPLした。
・著作権:「授業の過程における複製」と言える？

©2014-2021 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved. 23

例えば、学校の体育祭などで、企業ロゴのパロディのTシャツを作ったことがないだろうか？これを「授業の過程における複製」というのは難しい。体育祭が目指す学習の目標には、企業ロゴをパロディ化することで近づくものではないからだ。なお、これは正確には著作権侵害に加え、商標権侵害にもあたる行為でもある。

体育祭の応援の巨大な絵にアニメ等のキャラクターが描かれることがある。これはそのアニメのキャラクターの頑張る姿や協力する姿のように自分達もあろうという思いを表現する手段としては、「授業の過程における複製」と言ってよいかもしれない。ただし、これがSNSや学校HPで掲載されれば、この範囲を超え明らかに侵害となるので注意が必要だ。

知的財産権に係る侵害行為の刑事罰を窃盗罪と比較して一覧表に示す。

著作権など知的財産権の侵害は、10年以下の懲役、1000万円以下の罰金のどちらかまたは併科であって、窃盗罪(50万円以下の罰金)と比較すると明らかに重罰である。

物を盗むより、人の知的財産を侵害することが場合によっては罪が重いのだと言える。

SNSや動画共有サイトによって、高校生でも著作物を世界中に広く公開できるようになった。これは創作者としてはチャンスである。他人の著作物を利用してはいけないと萎縮するのではなく、自分の作品を生み出して広く世界に発信しても著作権で保護される。だからどんどん創り出して発信しようとして前向きに捉えてほしい。

以上で、ひとまず著作権については十分学んだと言えるが、せっかくの機会なので、もっと詳しく説明したい。

研究ノートの書き方や、「金魚電話ボックス事件」等の事例を深掘りしてみる。

	刑事罰		併科の有無	法律
	懲役	罰金		
①著作権・特許権 意匠権・商標権 実用新案権 侵害	10年 以下	1000万円 以下	どちらか、 または併科	著119条1項、特196条1項、意69条1項、商78条1項、
②実用新案権 侵害	5年 以下	500万円 以下	どちらか、 または併科	実56条1項
(法人等の場合)	-	3億円以下	-	著124条1項、特101条1項1、意74条1項1、 実64条1項1、商82条1項1
④違法ダウンロード	2年 以下	200万円 以下	どちらか、 または併科	著119条3項
⑤リーチサイトで リンクを提供 (海客へのリンク提供)	3年 以下	300万円 以下	どちらか、 または併科	第120条の2第3号等
そのサイトの運営・ アプリ開発の運営	5年 以下	500万円 以下	どちらか、 または併科	第119条第2項第4号・第5号等
(比較: 窃盗罪)	10年 以下	50万円 以下	どちらか	刑235条

©2014 YAMAGUCHI UNIVER 1

著作権侵害の刑事罰の重さは、窃盗罪と比較すると分かりやすい。
※しかも併科である

高校向け 知的財産入門【もっと詳しく】

- (1) 研究ノート(プロジェクト学習の記録)の重要性和研究倫理
- (2) 3つの事例を通して、何が大切か考えてみよう
- (3) まとめ

山口大学知的財産センター 陳内秀樹

©2016-21 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

高校向け 知的財産入門【もっと詳しく】

(1) 研究ノート(プロジェクト学習の記録)の重要性と研究倫理
 (2) 3つの事例を通して、何が大切か考えてみよう
 (3) まとめ

山口大学知的財産センター 陳内秀樹
 ©2016-21 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

プロジェクト学習では、記録簿(研究ノート)に、活動を記録していこう。

研究ノートにしっかり記録して、研究不正を防ぐ。
 (データの盗用は著作権侵害にはならないが学術不正である)

● 研究ノート

これは大学生の研究ノートである。この中から、新聞記事でやったように、著作物を探してみよう。

著作物といえるものが意外と少ないことに気づいたでしょうか? 記録簿の中心的内容である手順や数値の記録は、思想感情の創作的表現ではなく著作物とはいえない。

著作物でないものを複製したり真似しても、著作権侵害では当然ない。だからといって人の研究ノートを勝手に真似して、自分がやったことのように発表してよいわけではない。それは一般不法行為と呼ばれる他人の権利の侵害である。

この他にも、研究活動やその発表においては意識すべきモラルやマナーがある。このことを「研究者倫理」という。研究に関わった人の名前を論文で正確に示したり(適切なオーサーシップ)、自分の都合のよい誤解(レトリックの誘惑)をさせるような表現を避ける等が含まれる。

以上を踏まえ、まとめとして図で説明する。

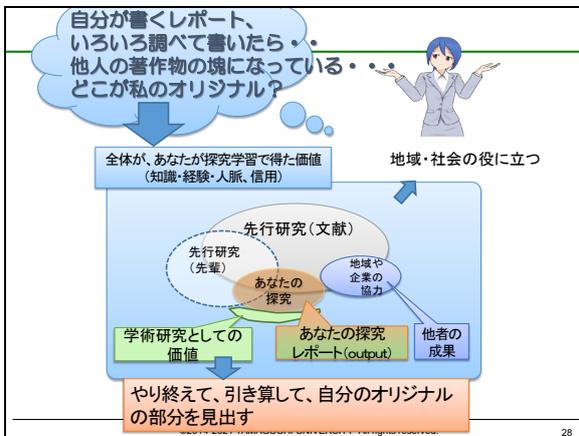
研究の最初に、先行研究を本やネットで調べる。すると自分が考えたことは既に誰かが知っていることを知る。それでも同じ研究に取り組んでいると、少しだけ違いや新たな発見がある。この部分があなたの学術研究としての価値だ。その際、先行研究でどこまで明らかになっていて、自分の発見はどの部分なのだと分かるようにまとめることが大事だ。他者の成果を自分のもののようにまとめてはいけない。一方で、この一連の研究活動の中で学んだ知識や得た人脈などは学習としてのあなたの大事な成果でもある。

研究成果と学習成果の違いを意識して発表したい。

<一般的な不法行為の条文規定(引用)>
 (不法行為による損害賠償)

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

※民法709条



高校向け 知的財産入門【もっと詳しく】

(1) 研究ノート（プロジェクト学習の記録）の重要性と研究倫理
 (2) 3つの事例を通して、何が大切か考えてみよう
 (3) まとめ

山口大学知的財産センター 陳内秀樹
 ©2016-21 YAMAGUCHI UNIVERSITY. All rights reserved.

つぎで紹介する 3 つの事例をとおして、何が大切か考えてみよう。

金魚電話ボックス事件 (2018年9月)

県大和郡山市柳町商店街「金魚電話ボックス」
 遠形大学 金魚部 学生が制作「テレ金」を承継

?

©2014-2021 YAMAGUCHI UNIVERSITY. All rights reserved.

先ほど触れた金魚電話ボックスの事件は、何が、一番の問題だったのだろうか？

著作者の山本さんが訴えるほど嫌な気持ちになった原因は何かということだ。

皆さんはどう考えるか、数人のグループを作って自分の考えを述べるとともに、他の人の意見も聞いてみよう。

いろんな考えが聞けて、共感することや腑に落ちることがあっただろう。

金魚電話ボックス事件から学びたいこと

学校の授業の一環で行われた作品制作

学校から作品が出なければ、「授業の過程における複製」で著作権者の権利侵害ではなかった。

学校から一歩出たために、大きな問題に....

皆さんの「課題研究集録」はどこに行く？

県大和郡山市柳町商店街「金魚電話ボックス」
 遠形大学 金魚部 学生が制作「テレ金」を承継

©2014-2021 YAMAGUCHI UNIVERSITY. All rights reserved.

さて、この問題は、皆さんも起こしがちであることは、先に述べた。学習成果を SNS 等でアップすることは、皆やりがちであるからだ。

ではもし、SNS にアップするにしても、どのようにやっていたら、山本さんの気分を損なわなかっただろうか？

これも先ほどと同様にグループでディスカッションしてみよう。

虎ライブペインティング事件 (2019年3月) どこが似ている？

RAIZIN

Be an

依拠？

前提:それは著作物か
 ①依拠しているか
 ②類似しているか
 ③利用行為があるか

類似している点はどこ？

©2014-2021 YAMAGUCHI UNIVERSITY. All rights reserved.

次に虎ライブペインティング事件を示す。

ある若手画家が、製菓会社の PR の一環で、虎の絵を公衆の前で描くライブペインティングを行った。そして SNS に投稿した (左)、すると、別の画家の絵 (右) と似ていると炎上した。

確かに構図などは似ており依拠したかどうかがポイントになった。根拠とされたのは首元の黒い模様だ。右作品には影のように黒く描かれており、左の虎は黒い模様として描かれている。しかし実際の虎の首下には、黒い模様はないのだ。実際の虎を見て描いたなら、黒く描かなかったはずという訳である。

虎ライブペインティング事件 (2019年3月)

類似点

- 全体の構図
- 本来の虎にない首の模様 → 依拠した根拠に

その後どうなった？

- ①本人がツイッターで、「騒がせたこと」を謝罪。
- ②「盗作を認めていない」として、大炎上(「匿名の集団の力」)
(その他の作品の多くが盗作、ツイートもバクリだと調べ上げられる)
- ③原著作者も「とうてい納得できない」と抗議。
- ④イベントを主催した大正製菓は、謝罪文を発表。作品関連の投稿を削除。
別の企業もCM動画も削除。影響は多方面に広がる。
- ⑤1年半の活動自粛。
活動再開時の弁
「大学では著作権の授業があったが真剣に受けていなかった。」

参考「素人絵連続師の盗作疑惑に見る「虚像」による文化破壊 2019年4月17日(水)18時30分
内村コースケ(フォトジャーナリスト)
https://www.newspiceblog.jp/blog/words/201904/post-11993_1.php

©2014-2021 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved. 33

これも問題の本質は何なのか考えてみたい。
なぜ、若手画家は勝手に真似しても大丈夫(た
いたことではない)と思ったのだろう。

真似したいことを事前に伝えて許諾を得て
いたらどうだろう。

このように考えていくと、このトラブルは著
作権の知識の有無より、むしろ、絵を描く技能を
身に付けるまでに至る地道な努力や、新しいも
のを生み出す苦勞への軽視が、根っこの部分に
あるのではないかという気がする。それが身に
浸みていれば、勝手に真似することはせず、事前
に許諾を得ようとしたと考えられるからだ。

皆さんはどう考えるだろうか。このことから
得られる教訓をまとめてみよう。

ばくだん丼レシピ事件

ハウス食品 <https://housefoods.jp/recipe/03022933.html>
クックパッド <https://cookpad.com/recipes/4609803>
マリナサイト <https://youtu.be/lavZD0GEFMI>

「一般的なばくだん丼、マグロ、納豆、卵、オクラなどを盛り、醤油・山葵で味付」

北岡悟井
キムチ、納豆、卵、鶏肉、ホウレン草、黒酢、海苔等

まりな井
キムチ、納豆、卵、鶏肉、アボカド、オクラ、フロッコリー、もずく酢等

確認不足であったことを謝罪(マネてはいない)

レシピは著作物か？
商標権侵害か？
不正競争防止法では？
では、何が問題？

商標 登録6259148 北岡悟井
【指定商品・指定役務】
30 調理済み丼ぶり弁当
43 丼ぶり弁当を主とする飲食物の提供等

©2014-2021 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

ばくだん丼と言われる丼物のレシピでも炎上
したことがある。

格闘家が身体作りになるばくだん丼のレシピ
をつくり「北岡悟井」で商標登録した。別のフ
ィットネス系 YouTuber が、似たようなレシピを「ま
りな井」として公開した。

これが権利侵害だと炎上し謝罪に追い込ま
れたわけだが、実は、これは著作権侵害でも商標
侵害でもない。

レシピは手順を示した物で著作物ではない。
よってそれを真似しても著作権侵害ではない。
また「北岡悟井」と「まりな井」では商標権
侵害でもない。

この事件は、炎上させた読者に知的財産の知
識が不足していたことが主たる原因と言ってい
いだろう。

炎上したり、訴訟になった3つのケースをまとめると...

虎ライブペインティング	金魚電話 ホウブス	まぜまぜ丼	著作権侵害でも 非侵害でも いずれも問題に (炎上)
侵害濃厚	地裁、非侵害 高裁、侵害	非侵害	
著作物性	有	無→有	無
類似性	有	有	有
依拠性	疑	有	不明
利用行為	公衆実演、ネット公開	校外設置	ネット公開

①他者の創作を尊重する心構え(リスペクト)
②利用行為を慎重に(公、複製、ネット等)
③ネット検索等で類似・権利侵害リスク回避
④(複数の)作品からコンセプト(概念)のみ真似し、表現は真似ない

創作はやめないこと
量は質を担保する。

同一作風の作品が
たくさんあれば、
自分の創作である
証明に

©2014-2021 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

これまで紹介した3つのケースをまとめ
ると、侵害の疑いが濃厚なものからそうと言
えないものまである。しかしいずれも炎上した。

では、これらのトラブルを避けるためには、ど
のようなことに気をつければいいだろうか？

4つに分けて次に解説していく。

- ①他者の創作を尊重する心構え(リスペクト)
- ②利用行為を慎重に(公、複製、ネット等)
- ③ネット検索等で類似・権利侵害リスク回避
- ④(複数の)作品からコンセプト(概念)のみ真似し、表現は真似ない

ス
ラ
イ
ド
36

①リスペクトについて考える ～虎ライブペインティング事件を例に～

■問題の本質を捉えよう

ステークホルダーは？
(利害関係者)

・炎上した(炎上を続けた)理由は？

・作品を大事に思う気持ち
作者への尊敬の気持ち
…リスペクトがなかった
・知財の知識がなかった

©2014-2021 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

①他者の創作を尊重する心構え（リスペクト）
他者の創作に対しての尊敬の念を持つことが大事だろう。その気持ちが事前に許諾を得ようとするような丁寧な対応に繋がっていく。

ス
ラ
イ
ド
37

②利用行為を慎重に…

「利用」する…著作権者の許諾が必要
本を複製する、翻案する、公衆送信するといった行為
同人活動等、二次創作をしたい場合
原作品の著作権規約を調べてみる。
<http://typemoon.com/copyright>

堂々と同人誌制作し販売

TYPE-MOON作品のシナリオを書き起こし、そのままもしくは引用の域を超えて脚本や小説化して使用することを禁止します。これらを日本語以外の言語へ翻訳したものの使用についても同様とします。
ただし、ご自身でTYPE-MOON作品のシナリオや世界観を基に二次創作した小説などに、限られた範囲内でシナリオそのものが一部引用される程度のご使用であれば問題ありません。(同人活動の範囲内で販売も…)

利用行為がなければ…ネットにアップロードせず、自分(もしくは、家庭内その他これに準ずる限られた範囲内友達4～5名)で楽しむなら侵害ではない。

©2014-2021

②利用行為を慎重に（公、複製、ネット等）
著作権法は、使用と利用という言葉で明確に分けて使っている。「使用」とは、本を読んだり、CDを聴くなど、著作者に許諾が不要な行為である。「利用」はCDを複製して配布したり、その楽曲をネットにアップするなど、原則著作者に許諾が必要な行為を指す。

先に触れた「私的複製」や「営利を目的としない上演等」「授業の過程における複製」等で著作者の権利が制限されている利用以外は、著作者への許諾が必要になる。研究発表で公開したり、SNSにアップしたりする前に、この行為は事前に許諾を得ることが必要な行為でないか考えてみよう。

また、同人活動いわゆる二次創作については、原作品の著作権者がその利用のルールをHPで公開している場合が多い。これに沿って作品を公表するなら問題ない。

ス
ラ
イ
ド
38

③ネット検索等で類似・権利侵害リスク回避

例 「水を大切にする運動 キャラクターコンテスト」/主催 ○○市水道局

制作したら、応募の前に、①ネット検索してみる

「水キャラクター」で検索

イラスト画像そのもので検索

「僕、ミズ太郎。」
「僕、ミズ次郎。水は大切に使うわね。」

©2014-2021 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

③ネット検索等で類似・権利侵害リスク回避
ゆるキャラやマークのデザインの募集を公的機関がコンテスト形式で行うことがある。ここに応募するケースを考えてみよう。

ポイントは、創作前に見ないこと。創作前に見れば、それは依拠したことになるからだ。似ている作品がないか調べるのは、自分が作品を生み出した後にしよう。

④作品からコンセプト（概念）のみ真似し、表現は真似ない

主人公は？	子ども(少年)	子ども(少女×2)
どんな話し？	日常で不思議な生き物と出会う	日常で不思議な生き物と出会う
山場は？	自転車で空を飛ぶ	コマに乗って空を飛ぶ
エンディングは？	死んだと思ったETが生き返るが、生き返って宇宙船で帰る	見えなくなってしまったトトロだが、そこには確かにいる

↓

コンセプトは類似しているが、完全に別作品(著作権侵害ではない)

©2014-2021 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

④(複数の)作品からコンセプト(概念)のみ真似し、表現は真似ない

映画ETとトトロは、そのコンセプトは似ている。「子どもが異世界の生き物と心を通わせ、夜空を飛ぶ」この点は同じである。実際に作者もそれを認めている。

でも誰も著作権侵害と騒がない。それは表現そのものを真似していないからだ。

著作権は、「創作的な表現」を保護している。公開や大会応募を前提で作品をつくりとき、コンセプトは真似する。表現は真似ないということ念頭に置こう。

高校向け 知的財産入門【もっと詳しく】

- (1) 研究ノート(プロジェクト学習の記録)の重要性と研究倫理
- (2) 3つの事例を通して、何が大切か考えてみよう
- (3) **まとめ**

山口大学知的財産センター 陳内秀樹

©2016-21 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

最後に大切なことを振り返ってまとめてみる。

マネされたら、あなたの気持ちは？

何度も試していたら、すごく飛ぶ紙飛行機が出来た。

おこる ふつう うれしい

今度は、そのアイデア、ほくも使わせてよ。

こっそりマネして俺が作ったことにしよう!

マネして作っていい?

これ、すごいアイデアだね! ほくも同じものを作ってみたい

こんな、くふうを加えてみたよ

人の創作を大切にする。

©2014-2021 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved. 41

小学生の頃を想像しよう。よく飛ぶ紙飛行機をあなたが苦勞して作ったとする。

友だちが勝手にそれを真似して、自分で考えたんだと自慢しているとする。あなたはうれしだろうか。

「真似して作っていい?」と尋ねてくれても、それがあなたの苦勞や紙飛行のよさを認めてくれないような態度だったらどうだろう?

逆に、「これすごいね! 同じものを作ってみたい」と褒めてくれたらどうか。喜んで作り方を教えるのではないだろうか?

知的財産の考え方で大事なものは、このように「人の創作を大切にする」という気持ちを持つこと。そして、それを「生み出した人」をリスペクト(尊敬・尊重)する気持ちを持つことである。

お互いにリスペクトしつつ、それを利用しあい新たな創作を生み出していく。その形が理想である。

知的財産の基礎知識と事例（教職員・地域向け研修）

ス
ラ
イ
ド
1

「高校と地域産業等における校内外の知的財産を巡る現状」

- 1 はじめに
事前に頂いた声
発生している（が気づいていない）トラブル
- 2 課題の把握
- 3 農業・工業・商業高校の事例とその傾向
- 4 考察とまとめ

※本動画は、地域協働推進を進める高校の連携企業及び教職員向け研修として作成したものです。その他目的での利用はできません。

山口大学 知的財産センター
陳内 秀樹

©2016-21 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

教職員及び地域の生徒のプロジェクト学習の連携先の皆さん向けにまとめる。

ス
ラ
イ
ド
2

「高校と地域産業等における校内外の知的財産を巡る現状」

- 1 はじめに
事前に頂いた声
発生している（が気づいていない）トラブル
- 2 課題の把握
- 3 農業・工業・商業高校の事例とその傾向
- 4 考察とまとめ

※本動画は、地域協働推進を進める高校の連携企業及び教職員向け研修として作成したものです。

山口大学 知的財産センター
陳内 秀樹

©2016-21 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

事例をあげつつ、そのなかでの知的財産に関する課題を整理し、校種別の特徴や考察を行う。

ス
ラ
イ
ド
3

1 はじめに 事前に頂いた声

学校が企業とトラブルになった具体的な事例について知りたい。

地域や企業と連携する際は、意思の疎通や共通理解などの部分で齟齬が出ないか。

相手に利益が発生し、他の業者から苦情が出る？

どこに声を掛けたいのかわからない。（地域連携する際はほとんど声を掛けてもらって実施している現状がある。）



©2014-2021 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

まず、始めに、事前に先生方にヒアリングしたところ、次のような声をいただいた。

- ・学校と企業がトラブルになった事例は？
- ・共通理解が必要な部分での齟齬は？
- ・一社と協働すると他社から苦情がでるのでは？
- ・どこに声を掛けてよいのか分からない。

などである。

このように課題として既に意識されているものには何らかの対応がなされるので深刻化しにくい。大きな問題になりがちなのは、これと逆で意識されておらず問題になってからそれが顕在化することである。

ス
ラ
イ
ド

発生している（が気づいていない）トラブル

- ・企業側が生徒のアイデアを盗んでしまったケース
- ・生徒が企業のアイデアを先に発表してしまったケース
- ・生徒が企業の商標や著作物を不正に使用してしまった
- ・生徒の課題研究での特許出願において先生は発明者？

©2014-2021 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved. 4

実際にトラブルになった事例をみてみよう。

企業側が生徒のアイデアを盗ってしまったケース

〇〇水産高の生徒が企業に複数の試作品を提案したが...



複数の試作品を提案したところ…。
沢山のダメだしをいただいた…。
生徒らは勉強になったと思っていた。
1ヶ月後、企業側が、学校に連絡なしに
限定販売「さけかま」を販売！！

学校から問い合わせると…
「あくまで限定販売。求人を出しているのだから、学校とはWINWINのはず…」と企業は回答。



©2014-2021 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved. 5

まず、企業側が生徒のアイデアを盗ってしまったケースである。

ある水産高校の生徒が、地元の特産品である蒲鉾と、その他の特産を組み合わせた新商品の試作品を作って地元水産企業に見てもらった。

- ・蒲鉾 × 酒粕（日本酒） → さけかま
- ・蒲鉾 × ほや × トレド（AKB）→ HKB かつまぼこ
- ・蒲鉾 × B級グルメ → 焼きそば蒲鉾

企業側は、社長以下複数でその発表を見てくださり、いずれもダメだしももらい生徒は現実には厳しいと帰った。しかしその後、企業側は学校に無断で限定販売と銘打ち、さけかまを販売した。

生徒が企業の商標や著作物を不正に使用してしまった

〇〇商業高校 とまドレ とまソース とまみそ



商標大丈夫？

商標取るのが目的ではありません！

いえ、他者の権利を侵害していませんか？という話なのですが…

とまドレ（はごろもフーズの登録商標）
とまみそ（平和食品工業の登録商標）

©2014-2021 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved. 6

逆に、生徒が企業の知的財産権を侵害してしまったケースもある。

ある商業高校の生徒が、規格外トマトを使った調味料の商品開発を地元醤油メーカーと協働で行った。その上で、「とまドレ」「とまミソ」「とまソース」として、地元小売店で販売した。

このうち2つは販売当時、他社の登録商標であった。商標権侵害の状態だったことになる。登録商標の「業としての使用」の権利は商標権者が有していることを意識したい。

このようなことで、学校や連携先の企業が訴えられる可能性はそう高くない。(損害賠償額が僅かで、企業イメージの低下もあるため)。とは言え、生徒が商標調査の必要性を学ぶ機会を逸してしまい、そのまま産業社会にでるのは危うい。学習の機会と捉え事前の商標検索などを行わせるとよい。

とまドレ…商標登録 4599855 はごろもフーズ(株)
とまみそ…商標登録 4432993 平和食品工業(株)
※とまドレ商標は 2022年8月30日に満了。
更新されず本件権利は消滅している。

生徒が企業の商標や著作物を不正に使用してしまった

金魚電話ボックス事件 (2018年9月)



泉大和歌山市 相町商店街「金魚電話ボックス」
（造形大学 金魚部 学生が制作「テレ金」を承継）

きえる？

©2014-2021 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

次に著作権侵害のケースである。これは実際に裁判が起こされた「金魚電話ボックス事件」と言われる事例である。現代アート作家の山本氏の「メッセージ」と題した作品によく似た「テレ金」を大学生グループが作った。

問題は、似た作品を作ったことではなく、この作品を商店街に常設展示したことで、「授業の過程における…」という範囲を超えてしまったことだ。

さすがに自分の作品を商店街に展示する機会は少ないだろうが、写真を撮ってSNSにアップしたり、大会に応募したりすることも同じである。

引用に不備のある課題研究の文集が HP や校外の公立図書館に公開される場合も同様のリスクを孕む。

3-1 農業高校「高校生の特許等の出願に関するもの」

①出願人が未成年である

- ・出願に際し、法定代理人が必要
- ・未成年の住所情報や親子関係が公開情報等で開示される

②公立高校は法人格を持たない

- ・県立なら設置者である県が出願人候補となる

③発明は職務発明となるか（費用負担、権利者は？）

- ・生徒は学校の施設を使って研究しても従業員ではないため職務発明として取り扱えない
- ・教諭の職務は、「生徒の教育をつかさどること」※1で、教員の義務は「絶えず研究と修養に励み（＝研修）」※2であるから、教育目的でないこと（発明を目的とする研究）は、職務に属するとは言えない。そのため、職務発明に該当せず、学校設置者（例えば県）に帰属しえない

※1学校教育法62条、37条11項、※2 教育公務員特例法21条
CF: 教授「学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」(学校教育法62条)

Q1 授業中に発明した生徒の発明。出願人は誰になるの？（権利は誰のもの？）

Q1-2 指導した先生も発明者？

©2014-2021 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved. 12

農業高校で特徴的な課題が特許出願に関するものだ。農業高校では個人研究よりグループ研究の形が多い。また先輩からの継続研究の場合もある。そこに師弟同行で進む実習の形もあいまって、真の発明者が誰か分かりづらい状況が生まれやすい。

事例により対応が異なるため、Q&A 的な回答が難しい。専門家（弁理士や各県にある INPIT 総合支援窓口等）に相談することが望ましい。

また、生徒は未成年であることから、特許出願に伴う出願公開制度に則って、保護者（法定代理人）の情報も公開されることもプライバシーの観点から心配される点である。

工業高校では、生徒による知財創出が活発な学校が全国でいくつかあり、パテントコンテストの常連校として特許権や意匠権を持つ生徒を輩出しており、この知的財産権の活用が課題である。

また、これまでは実習は、旋盤等の技能を身に付けることを主眼としていたが、そこからから一歩進んで、新しいアイデア製品づくりや、付加価値の高いデザインの家具をつくることなどが行われるようになってきた。

デザイン家具については、著作権と意匠権、さらには不正競争防止法の観点から考える。デザイナーやメーカーのデザイン家具を模倣しても、授業の過程における複製であれば問題ない。但し、つくった製品を売ったり、SNS で公開するなどすれば、業としての実施となり、また、授業の過程における複製の範囲を超えることから、元のデザインの権利者の許諾が必要となる。

商業高校では、生徒が特産品（ソラマメ）を模したゆるきゃらをデザインした。これが、ストラップとして地元のコンビニで販売され人気を博したケースがある。

この販売の利益の一部は、創作者である生徒に還元されるべきか、それとも学校の授業の一環としてのもので教育活動の充実に使われるべきものかとの議論に発展するなどした。

3-2 工業高校「実習等において第三者の権利に配慮」

①授業が生徒の作品製作で完結せず、産学連携(での販売)を見据えるように

デザイン家具を…

- ・授業の中で、模倣して作る
- ・授業の中で、模倣して作ったものを文化祭で売る
- ・授業の中で、模倣して作ったもの(一部翻案して)、地元企業で生産

著作権と意匠権で検討

他人のイラストを使って…

- ・Tシャツを作る
- ・そのTシャツをイベント(無料?・有料?)で展示
- ・そのTシャツと一緒に第三者が写真撮影する

Q2 デザイン家具を模倣して実習で作ってよい?

Q2-2 それを販売してよい?

Q2-3 それを地元企業に作ってもらったら?

Q3 イベントでイラストを来場者から集め、それをプリントしたTシャツを展示。著作権は?

©2014-2021 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved. 13

3-3 商業高校「高校生の商標及び意匠の出願から活用まで」

①生徒が企画、デザインしたものが地元企業でコラボ商品として販売される

- ・生徒が授業でキーホルダーをデザイン

Q3 生徒が企画・デザインしたお土産。メーカー、小売店は利益。生徒に還元しなくてよい? (学校には?)

- ・模倣(依擬)していないか
- ・公知意匠の検索は?
- ・意匠権の出願は?

・そのキーホルダーを地元企業が商品化したい

・様々な問題発生



http://photosau.jp/photo/show/42940193827806

©2014-2021 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved. 14

ス
ラ
イ
ド
15



©2014-2021 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved. 15

基本的な考え方としては、生徒の知的創作による作品は、その生徒のものである。国語が得意な生徒が携帯小説で売れたとしても、その著作権収入を学校が得るといふことにはならないだろう。それと同様と考える。

ス
ラ
イ
ド
16

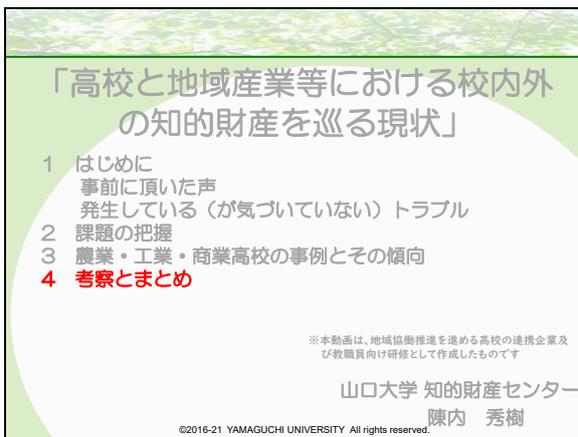


©2014-2021 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved. 16

しかしながら、こうした授業の一環で生まれた生徒の知的財産は、その後も後輩の生きた教材として継続利用されることもある。茨城県立那珂湊高校の「みなとちゃん」がそのひとつだ。

これを活用した産学連携や地域協働での学習をスムーズにするために、校則に授業中に創作された作品の著作権については権利主張しないことを定めている学校もある。

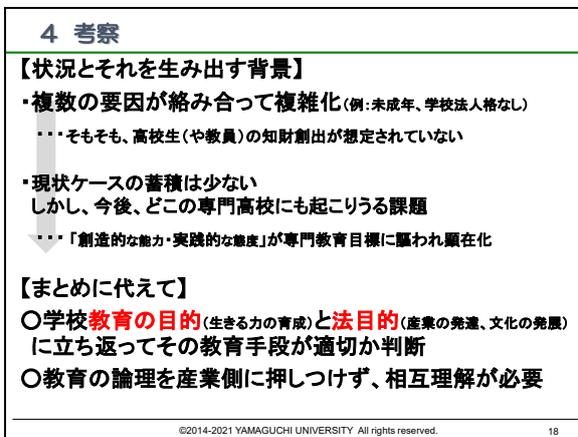
ス
ラ
イ
ド
17



©2016-21 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved.

これらの事例を元に、要点を考察する。
まず、大原則として優れた作品の模倣は教育の基本型であり、生徒は、学習においてどんどん模倣するべきであって、生徒に「知的財産の保護＝真似してはいけない」と誤解させないようにすべきということだ
真似してよい。しかし、そこから生まれた実習品（複製もしくは翻案品）の販売やSNS等での公開を目指すなら、事前の権利処理（例えば許諾を得る）が不可欠ということである。

ス
ラ
イ
ド
18



©2014-2021 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved. 18

なお、ゲーム等のコンテンツ産業の場合、そのキャラクターやシナリオの利用については、利用規約を定め、ユーザーに一定の条件で利用を促している場合もある。このような規約は、HPで公開されている。生徒に確認させたい。
例:Fate 二次創作に関するガイドライン
<https://www.fate-go.jp/guidelines/>
これまで見てきたように、複数の要因が絡み合って複雑であり、Q&A式に答えが出せるものは少なくケースバイケースである。適切に専門家を利用することと、教育の目的と法目的に立ち返って考えることが重要である。

～知財は「知識」より「意識」～
学校の中の知財の意識はどうだろうか？

1先生に提出した絵画や作文、返ってこなかった。 所有権・著作権の権利
2提出した作品、勝手に匿名で出品(発表)されました。 氏名表示権・公表権
3作文、思いっきり手を入れられ、もはや自分の作品の気がしない。 同一性保持権・翻案権
4グループで共同製作の課題が出た。誰か一人に任せて、グループみんなの名前で提出。 氏名表示権・著作者の偽り
5 その他
・工夫改善のアイデアを出した、「決まっているおりにやれ」と言われた。 教育の目的上適切？
・「どう思うか」と聞かれて自分の考えを述べたら、全否定された。



教室で、生徒の作品や発言(回答)は、評価の対象としてだけでなく、大切な創作物(著作物=本人の人格そのもの)として扱われているだろうか？

©2014-2021 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved. 24

ICTの普及に伴うマイナス面として、生徒達のコピーが話題になるが、学校現場の有り様はそれを、糺せない状況ではないだろうか。筆者自身教員として自らを振り返りそう考える。

知的財産を学ぶまで、私にとって生徒の作品は「評価の対象物」として見えており、それを生徒の人格が投影された大切な著作物だと考えたことがなかった。私のそうした姿勢は、これまで生徒たちの創造性の芽を摘み、踏み散らしてきたのではないかと大いに反省した次第である。

また、適切なオーサーシップ(責任著者)の指導も学校では不十分なところがある。グループ課題において、制作に寄与していない生徒の名前があっても、生徒はグループの一員だから書くべきだと思い、教員もまたこれを受け取る場面がある。

このように、さまざまな課題がある。学校は知識や技能の習得だけでなく、創造性を育む場でもあることを意識したい。生徒作品を評価の対象としてだけでなく、生徒の個性が投影されたものとして大切に扱いたい。

真似することが悪いことではなく、尊重できないことがトラブルのもとであることを最後にもう一度、このスライドで確認しておきたい。

少年が、よく飛ぶ紙飛行機を試行錯誤の結果、創り出したとする。小学校でよく見る光景だ。しかし、それを友人が自分で創ったと偽って他の友だちに自慢していたとしたら、きっと良い気分はしないだろう。真似する許諾を得るにしても、自分のこれまでの苦労やアイデアを認めてくれるような態度でないのがっかりする。逆に、「これすごいアイデアだね!」と褒めてくれると、丁寧に作り方を教え、一緒に飛ばそうとなるだろう。

4 まとめ マネされたら、あなたの気持ちは？

何度か試していたら、すごく飛ぶ紙飛行機が出来た。

おこる ふつう うれしい

今度は、そのアイデア、ほくも使わせてよ。

こっそりマネして俺が作ったことにしよう!

マネして作っていい?

これ、すごいアイデアだね! ほくも同じものを作ってみよう!

こんな、くふうを加えてみたよ

人の創作を大切にする。

©2014-2021 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved. 22

「特許法」の教育としての解釈

【特許法第1条】(目的)

思想=個性 → 人(個性)を尊重 → いろんな人がいれば多様なアイデアが生まれる

思想(アイデア)を尊重

「この法律は、発明の保護及び利用を図ることによって、

生まれたアイデアを活かす(大切なものとして扱い眠らせない)

人の役に立つようにする

発明を奨励し、もって産業の発達に寄与する

思想(アイデア)がどんどん生まれるように → よりよい社会になるよ

個性が伸び伸びと開花させよう(=その環境をつくらう)

【著作権法1条】(目的)この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し、著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的財産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

このように学校における知財教育の本質は、人の創作(著作物やその人自身)を大切にすることに尽きる。この研修の着地点としてこのことを特許法に照らして見てみよう。

特許法は、「発明の保護」と「その利用を図る」ことで「発明を奨励」し、「産業の発達」に寄与することを目的にしている。

これを学校に置き換えれば、発明の保護は、「個性の尊重」であり、その利用を図ることは「大切に活かし」ことである。

学校における生徒の個性は、とすれば公共の福祉と対立概念に置かれがちだ。「あなたの個性は

農業教育は生徒に卒業後の何を担保するの？ ○○高校の教育では？
そしてそのためには？

学校の連携先が、生徒が自分でハンドルを握って走れるフィールドであり、路上講習の道路になる。

	学習のフィールド			身に付けさせる力
農業高校	教室	農場	地域協働コンソーシアムが生むフィールド (産学連携・地域協働)	農業で生産する力 ↓ 産業界で活躍する力
比較: 自動車学校	教室 (道交法)	コース 教習	路上教習	運転できる力

産業社会の道交法
= 日々の教科での学び

事例に学ぶ OJT

身に付けさせるべき力の再定義
産学連携(地域協働)を教材にできる指導力を！

生徒がハンドルを握って。先生は助手席。これが逆なら自動車学校は卒業できない。



©2014-2021 YAMAGUCHI UNIVERSITY All rights reserved. 26

大事だが、みんなのために我慢しなさい」という考え方である。そこに前述の特許法の視点を重ねると見え方が変わってくる。

特許法を教育的に言い換えるとすると、「生徒の個性は、社会に活かされることで花開き、それによって、よりよい社会になる」ということだ。生徒の個性が尊重されるべき大切なものとしてみえてくる。

新学習指導要領はその前文に、

「一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓ひらき、持続可能な社会の創り手となることができるように」（下線部筆者）と謳っている。

生徒の知的財産が尊重される学びの場をつくりたい。

最後に、産学連携・地域協働に教育として取り組む意義を改めて考えたい。

農業高校の教育が目指してきたのは、以前は「農業で生産する力」だった。しかし生産する力だけでは、今の世界を生きて行けない。では何を目指しどんな力を身に付けさせるべきだろうか。

農業高校の先生に、農業高校を卒業して農業で生きていけますか？と聞くと「いや農業は大変だから難しいよ」と言われることがほとんどだ。しかし考えてみると、3年間も専門を勉強してそれで生きていけないというのは、専門教育の成果としては寂しいのではないか。

一方、生徒に確実に力を付けて、卒業させている学校もある。それは例えば自動車学校だ。たった1ヶ月ほどの学習だけれども、「あなたは車に乗れる」そう保証して自信を持って卒業させることができている。

この違いはなんだろう。「路上教習」の存在が、生徒に力を決定的に付けさせている。農業高校でも、この「路上教習」にあたる学習が必要であり、それが産学連携・地域協働である。地域や産業界をフィールドとして、生徒にハンドルを持たせることが大切である。

「あなたは農業に留まらず産業界で活躍できる力を身に付けた」と自信を持って生徒を卒業させたい。

ワークショップ第1回（令和5年8月7日）

1 何を作ろうとしているのか？

（1）はじめに～人に伝わるものを作るために（情報の非対称性の理解）～

現代の若者の友だち同士の日常会話は、「エモい」「すごい」「ヤバい」「エグい」だけで成り立つと言われたりします。皆さんはどうですか？

この短い言葉で友人間のコミュニケーションが可能なのは、一緒に過ごす時間が長いことと、同じ世代として育ってきたため共通する価値観を有しているからと考えられます。

このように同世代の身近な人同士のコミュニケーションはある意味で楽ですが、年上や学校外の産業界の方すなわち異世代・異業種とのコミュニケーションはそうはいきません。

プロジェクト学習での産学連携やインターンシップで学校から一步でたら、広い世代に共通する言葉への置き換えや、他の言葉で補足、図表で示すなどして伝えることを意識しましょう。

（2）ガイドラインとは？～真ん中を安全に走る～

ではまず最初に、異世代・異業種の人にも伝えられることの訓練のひとつとして、今回つくろうとしているガイドラインとは何なのかを例に考えてみましょう。ガイドラインに似た言葉は何がありますか？ルール、マナー…モラル。そうですね。似ているところもあるし、ちょっとずつ違う気がする。

その共通点や差を明かにするために、言葉と並び順で表してみましょう（次頁写真）。

ルールは守らなければならないもので守らないと罰がある場合もあります。逆にモラルは人によって考え方が違うし、マナーも国や時代によって大きく違ったりする。

これらを順に並べるとガイドラインは、モラルやマナーとルールの間くらいに位置するものであることが分かります。

ガイドラインは辞書によると次の意味とされています。

「特定の行動や活動を行う際の基準や手引きを示す指針である。これは、一貫性を保つため、または特定の目標を達成するために設けられる。ガイドラインは、法律や規則とは異なり、強制力はないが、それに従うことが推奨される。（実用日本語表現辞典 weblio）」

ここでは「指針」が重要な言葉です。目指す方向ですね。

皆さんは校則などのルールの場合、ギリギリを攻めることがあるかもしれませんが…「ここまでなら叱られないだろう」とか。ルールで規制するとそのようになりがちですが、そのようにギリギリを攻めるのではなくガイドラインを頭に入れて道の真ん中を走ろうということです。

私は今回の取組で、皆さんの中に漠然と潜在しているモラルやマナー、そして今はまだ気づいていないかもしれないリスクを整理して、ガイドラインにまとめたものをゴールとするガイドブックにしたいと思っています。

目指すところは、ルールのように身構えてしまうような、お堅いものではなく、強制性のない緩やかなものです。ただ、「これを目指してやらないと痛い目を見るかもよ」というものです。

痛い目を見ることを排除しないのは、それが貴重な成長の機会でもあるからです。しかし大けがするような重大事故を起こすことはあってはならない。すなわち成長の機会も残しつつ重大な事故に繋がるリスクを減らすことをねらいとしています。

2 事例の中からリスクを見だし対応するガイドラインやルールを作る（演習）

まずは、農業高校生である皆さんにとって身近な食品安全に関する事故の事例をもとに、リスクを見つけそこからガイドラインやルールを作る方法を体験してみましょう。

(1) 次のケースを読んで（実際にはケース動画を視聴）、何が原因かを考え発表し合い、その上で再発防止のための対応を考えてみましょう。

<ケース ミニきなこねじりパン>

A町小中学校 16校の児童生徒及び教職員 1,438名のうち 661名が、学校給食で提供されたミニきな粉ねじりパンを介してノロウイルスに感染し、嘔吐、下痢、腹痛などの胃腸炎症状を呈した集団食中毒事例である。

作業員の一人が腹痛・下痢症状を隠して出勤し、その上で、焼成後のパンにきなこをまぶす工程を素手で行っていた。

(健康危機管理支援ライブラリー <https://www.niph.go.jp/h-crisis/archives/83822/>)

(Legend Applications China CO.,LTD 農林水産省事業動画 HACCP 学習教材より)

(2) 皆さんから発表された内容をホワイトボードに書き出しました。（下書き）

さすが農業を学んでいる皆さん。下写真のようにしっかりと事故の原因やその対応を考えることができました。

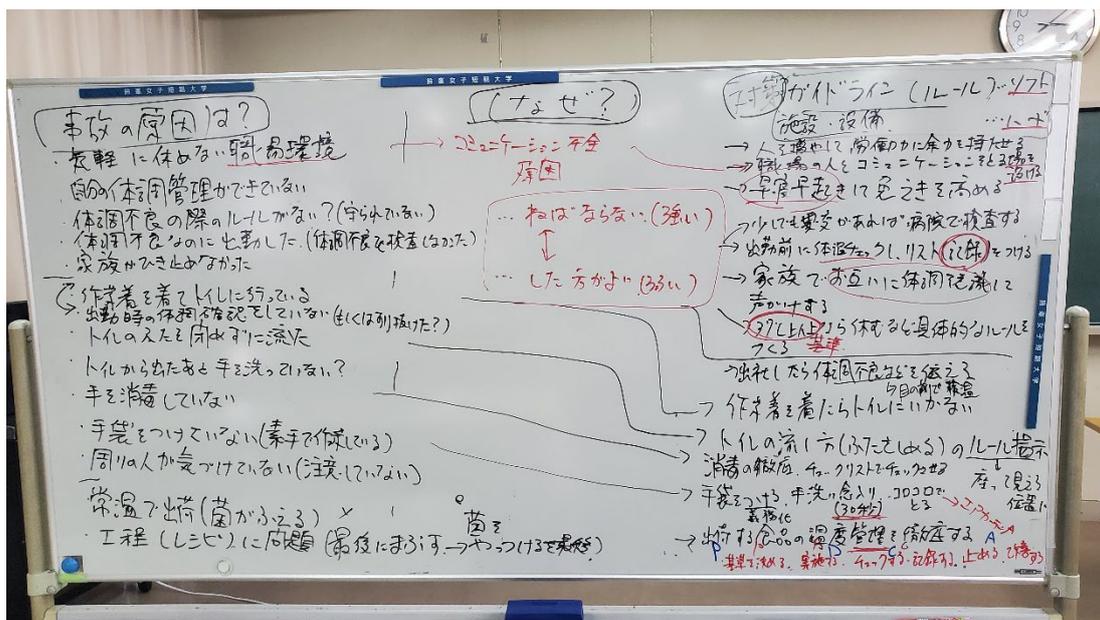


写真 ケースを読んで事故の原因と対策を考える

このように、複数の事故の発生原因（正確には、危害要因。ハザードともいう）が重なって、事例の食中毒が生じたことが分かります。対策は重層的に必要であることが見えてきます。

また、様々な対策を考えてみる中で、それらはソフトとハードの2種類に分けることができることに気づいたのではないのでしょうか。ソフトとはガイドラインやルール、仕組みづくり。ハードは施設設備のことです。まずは、ソフトで対応できないかを検討し、それで十分な効果が上げられない場合や手間が掛かりすぎる時など、確実性や作業効率を高めるためことを狙ってハードで対応することも検討します。一見、即ハードで対応すれば話しが早そうですが、と、それには投資が必要になる上、危害要因が作業員から意識されず潜在的なリスクが高まるといったマイナス面があります。

皆さんが、これからつくる産学連携・地域協働に係るガイドラインは、ここでの対策のソフトに当たるものです。その作成の流れは、いま食品安全の例で行ったように事例から危害要因を探りその対策を考える過程と全く同じです。これに生徒自身が関わって行うことで「危害要因が作業員から意識されず潜在的なリスクが高まる」ことがないようにします。

産学連携・地域協働のためのガイドラインを作る前に、ちょっと寄り道することになりましたが、この考え方が大切であることを念頭に置いておきましょう。

表 ケースを読んで事故の原因と対策を考える（清書版）

事故の原因は？	真の原因はなんだろう？	あなたが考える対策は？	種別
気軽に休めない職場環境	コミュニケーション不全？	人を増やして同動力に余力を持たせる。	ソフト
自分の体調管理ができていない		職場の人とコミュニケーションをとる場を設ける。	ソフト
体調不良の際のルールがない？（守られていない？）		早寝・早起きで免疫を高める。	ソフト
体調不良なのに出勤した（体調不良の検査をしなかった）	ルールに無理がある？	少しでも異変があれば病院で検査する。	ソフト
家族が出勤を引き留めなかった		出勤前に体温チェックし記録をつける。	ソフト
会社が出勤時の体調確認をしていない（もしくはすり抜けた？）	施設に不備がある？	家族でお互いに体調を意識して声がける。	ソフト
作業着を着てトイレに行っている		37℃以上なら休むなどの具体的な基準を示したルールをつくる	ソフト
トイレの蓋を閉めずに流した	仕組みに問題がある？	出社した体調不良などを伝える。人の目の前で検査する。	ソフト
トイレから出た後手を洗っていない？		作業着に着替えたならトイレにいかない。（作業着のままではない）	ソフト or ハード
手を消毒していない	・・・など	エアカーテンを設置する。	ハード
手袋を付けていない（素手で作業している）		トイレの流し方（蓋を閉める）のルール掲示（座って見える位置に）	ソフト + ハード
周りの人が気づけていない（注意していない）		手洗いが念入りにできるよう30秒のルールをつくる。	ソフト + ハード
常温で出荷している（菌が増える）		消毒の徹底。チェックリストでチェックする。粘着シート（コロコロ）で取る。	ソフト + ハード
工程（レシピ）に問題がある（きなこをまぶす工程が焼成後にある）		手袋をつけることを義務化する。	ソフト + ハード
		出荷する食品の温度管理を徹底する。	ソフト + ハード
		P基準を決める、D実施する、Cチェックする、A改善する、PDCAを回して改善していく。	ソフト + ハード

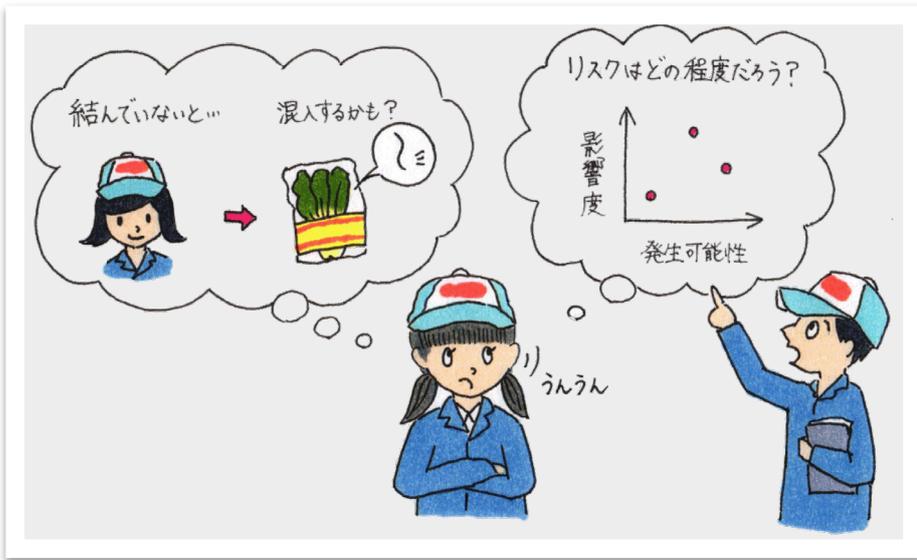
(3) リスク評価とそれに応じた対策

ここでリスクの意味を説明しておきます。この事例のように食中毒事故などの不利益となる事象が起こる可能性のことをリスクといい、発生頻度（発生可能性）と重篤性（影響度）とを掛け合わせて評価します。

前頁の表で、ノロウイルスに関わる危害要因を上げ、その対策を考えましたが、本来であれば、対策とともにリスク評価を行い対策の優先順位を付けて、それにより順に対策を実行することになります。

農業高校で学ぶ皆さんにとっては、これらのリスク評価についての考え方は、GAP（農業生産工程管理）や HACCP で身近なものでしょう。この考え方は、食品安全以外にも産業界の様々な場面で用いられています。

重篤性	危害の大きさ			可能性	危害要因がその工程で発生・増大するか		
	3重	2中	1軽		3高	2中	1低
評価基準例	死亡につながる疾病・事故。法令違反または商品回収	入院等が必要な疾病・事故商品苦情(影響大)	応急手当ですむ事故商品苦情(局所的)	評価基準例	過去に自分の農場でも起こった	産地または業界で起こった	可能性は考えられる



図リスク評価の仕方（農業高校等生徒向け GAP テキスト PP. 15-16）

次頁から、ここで学んだ考え方を生かして産学連携・地域協働プロジェクトに係る危害要因やその対策を考えてみましょう。

0 学習後の気づきは？

このガイドラインづくりのワークショップを前回は行ってから1ヶ月ほどが過ぎました。「知的財産の知識や危害要因を見つけ対策を考えることを体験した以降、皆さんの日頃の生活での気づきはありましたか？」と問いかけたところ、下図のとおり3つの事例が出されました。知的財産への意識の高まりと適切に対応しようとする態度が身に付いていることが分かります。

日常生活や学校生活において知財に関するアンテナが立ち、対応を適切に考える力が付いている。しかも、ここで講師（山口大学知的財産センター陳内）に相談していることで、専門家に尋ねサポートを得ることまで出来ているということで、皆さん、もう十分と言っていいです。ここで「おめでとう。はい解散！」でもよいのですが、せっかくなのでその学びをもとに、後輩のためにもこの学びをガイドラインづくりに活かしていきましょう。

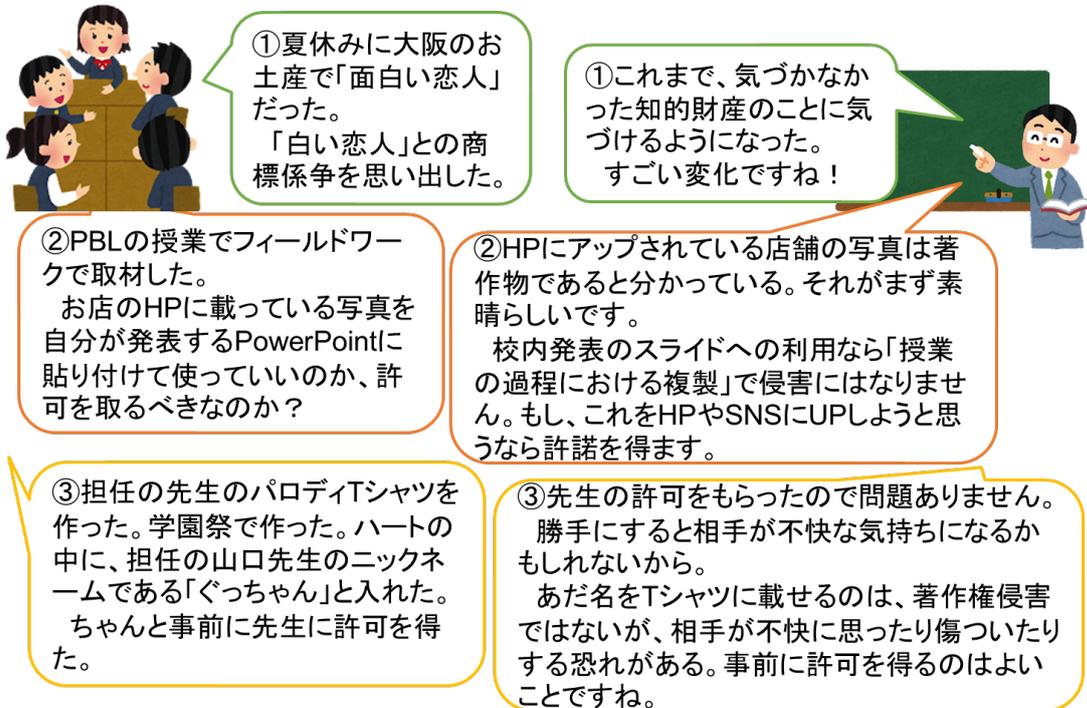


図 知財を意識して気づいたことは？

1 プロジェクト学習（PBL）の中にある知的財産等に係る危害要因を拾い出そう

(1) ヒアリング

まず、このヒアリングシート（次頁）に沿って、私から質問して行きますので、皆さんが今やっているプロジェクトについて教えてください。特に、ここは知的財産や食品安全、作業上の安全等について「危害要因（事故やトラブルに繋がりそうなこと）かも？」と思ったところは、突っ込んで聞いていきます。

なお、ヒアリング待ちの他の皆さんは、私がどんな質問しているかにも注意を払ってください。次回までに、皆さんに他の一般生徒に同じようにヒアリングしてもらってケースを集めてもらおうと思っています。

庄原実業高校 産学連携・地域協働 ガイドブック作成プロジェクト ヒアリングシート

聞き手（学科・学年・氏名）	
記録者（学科・学年・氏名）	
話し手（学科・学年・氏名）	
PBLのテーマは？	
それはどんな取組？	
なぜそれをしようとしている？ （誰からもらったテーマなのか、どこかネットで拾ったテーマなのか、話し合いで出たなら何がきっかけになったのか）	
PBLを進める中で参考にしているHP（クックパッドや個人のサイト）や本はある？ どんなもの？ できるだけ具体的に	
PBLのゴールは何？ （商品化？ レシピ開発？ どこかに作ってもらおう？）	
ゴールの実現にあたって問題になりそうなことはある？ （例：販売先の確保や商品のネーミング等）	
取組の中で、心配になることはある？それはどんなこと？	
取組の中で、危険に感じたことや怪我しそうになったこと、個人情報等で心配になったことはある？	
その他	

(2) ヒアリング内容に基づくケースの整理（事故やトラブルに繋がりそうなことは？）

3件ヒアリングを行いそれぞれケース1～3として、下図に要点を抜き出しました。

ケース1は「唐辛子の栽培と特産品化」、ケース2は「リンゴ酵母を使ったパンの特産品化」、ケース3は「高齢者向けのデザートレシピ開発とその普及」です。いずれも地域課題や外部との連携があり、商品化やサービス化による社会実装を見据えている素晴らしいテーマと言えます。

皆さんの他3年生全員がプロジェクト学習を行っているので、次の機会までに同じ手法で他の生徒の皆さんにヒアリングを手分けして行うようにしてください。

庄原実業高校 産学連携・地域協働 ガイドブック作成プロジェクト ヒアリングシート

聞き手（学科・学年・氏名）	
記録者（学科・学年・氏名）	<p>ケース1 唐辛子の種を企業からもらった。種は3品種で、いずれも世界一辛い品種と言われるもの。 それぞれそれを育てて収穫して、唐辛子粉を得た。小瓶10個程度。</p>
話し手（学科・学年・氏名）	
PBLのテーマは？	
それはどんな取組？	
なぜそれをしようとしている？ （誰からももらったテーマなのか、どこかネットで拾ったテーマなのか、話し合いで出たなら何がきっかけになったのか）	<p>ケース2 庄原市高野町のリンゴが、庄原の特産品のひとつ。高野のリンゴで天然酵母をとって、それでパンをつくりたい。現在は、予備実験として他地域のリンゴから酵母をとってパンを作っている。「りんご×天然酵母作り方」でHPを調べて、いろいろな人の記事からヒントを得た。みな同じような作り方だった。分量がちょっとずつ違っていたので、それをもとにして実験した。</p>
PBLを進める中で参考にしているHP（クックパッドや個人のサイト）や本はある？ どのようなもの？ できるだけ具体的に	
PBLのゴールは何？ （商品化？ レシピ開発？ どこかに作ってもらう？）	
ゴールの実現にあたって問題になりそうなことはある？ （例：販売先の確保や商品のネーミング等）	<p>ケース3 テーマは“栄養満点とろけるプリン”で高齢者に足りない栄養をプリンで補うということを目指している。商標上の問題は？（たぶんない）</p>
取組の中で、心配になることはある？それはどんなこと？	
取組の中で、危険に感じたことや怪我しそうになったこと、個人情報等で心配になったことはある？	
その他	

図 ヒアリングの結果より要約（ケース1～3）

2 専門的視点でのフォロー

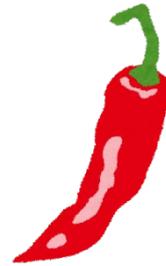
皆さんからみて、ケース1~3を見てここが事故やトラブルに繋がりそうだと思うことはありますか？

(生徒から意見は出るが、自信なさげ)

では、私からアドバイスを次に述べます。

ケース1 「唐辛子の栽培と特産品化」

まず最初に、労働安全が一番気になります。世界一辛いと言われる唐辛子を触った手で目や鼻の粘膜をうっかり触ってしまうとどうなるでしょう。涙が出る程度で収まればよいですが、炎症を起こす可能性があります。これを防ぐ対策が必要です。



途上国から遺伝資源が先進国に勝手に持ち出され、研究開発され特許権や育成者権を企業が取得し、途上国側には利益の還流がないというバイオパイラシー行為を防ごうというものです。

「ただほど高いものはない」とも言います。権利関係に問題のない品種（例えば登録品種を正規ルートで購入したり、育成者権が切れた一般品種を用いたり、地元の在来種）を使うか、専門家に相談しつつ権利関係の処理を行うことが望ましいと言えます。

バイオパイラシー(ミス-アプロプリエーション) (生物資源の海賊行為) と見なされたケース

※バイオパイラシーとはETC(カナダ環境団体)のパット・ムーニーらが作った言葉。
正しくはMisappropriation(不適切な利用)。

対象物	利用等	概要
バスマティ米 (バースマ ティ)	長粒種で優れた 芳香で香り米 (超高級)	2000年多国籍企業(本社リヒテンシュタイン、子会社米国)が、バスマティと半矮性長粒品種から作り出されたハイブリッド品種の米国特許を取得。インド政府の訴えにより特許は無効となった。
ハッカク	スパイス、抗イン フルエンザ薬	抗インフルエンザ薬タミフルは中国自生の植物の実である八角作られ、製薬企業(スイス企業)は莫大な利益を上げた。効能は「血の巡りや消化を良くする」として知られていた。
ヤーコン	オリゴ糖含有	日本で作出されたヤーコンの品種は、ペルーとボリビアで集めた原種を品種改良をしたもの。茨城で産地化。改良品種を、原産地だから譲ってほしいとペルーが主張。品種例: サラダオトメ、サラダオカメ、アンデスの雪、アンデスの乙女
ウコン	スパイス、薬 (傷と発疹)、化粧品、染料	1955年ミシシッピ大学医学センターの海外駐在員インド人は「損傷治療」においてウコンの使用(抽出方法)における米国特許を取得。伝統的にインドで知られているとして再調査の訴えを起こされる。結果、特許は無効となった。
インドセンダン (ニーム)	植物の病害虫 防除に有効、薬 (風邪、マラリア、 皮膚病等)	1994年米国企業と米国農務省が「インドセンダンオイルで菌類をコントロールする方法」で欧州特許を取得。国際的NGOからインド農業において伝統的に使われているという証拠を出して、特許は無効となった。

優良種の国外持出して特許や品種登録

伝統的・民間的知識へのタダ乗り

提供国の事前同意(PIC) と 相互合意契約(MAT)が必要

参考:「バイオパイラシー〜もっと恐い遺伝子組換の話〜」平川秀幸(国際基督教大学) http://www.csij.org/01/archives/food_002.pdf

図 バイオパイラシーについて

ケース2 「リンゴ酵母を使ったパンの特産品化」

このケースでは、HPでレシピを調べて行っているとのこと。レシピは著作物ではないのでその利用は無断であっても著作権侵害ではない。また、特許が取られている製法を使った場合も実験・研究なら業としての実施でない。よって実験・研究段階では知的財産権の問題はない。

プロジェクト学習の「研究」の側面を考えれば、参考にしたレシピのURLや、そこから具体的にどんなところを真似したのかなど、科学としての再現性を高めるために記録しておくことが大切である。

研究発表に際しては、もしオリジナルや元祖を謳った製法をマネしているのなら、発表する際に、それが分かるように発表において表示しないとトラブルのもとになる。



ケース3 「高齢者向けのデザートレシピ開発とその普及」

「商標上の問題はたぶんない…」とのことですが、ほぼ正解と言えます。品質や原材料をそのまま表示したにすぎない商標は登録できませんので、「栄養満点、とろけるプリン」の文字そのままでは商標登録できないからです。

ただし、イラスト等と組み合わせたり、他の言葉を足したりして「そのまま表示したにすぎない」ものでなければ、登録されているものがあるので注意が必要です。

実際に、J-platpat (<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>) の商標検索で、「とろける」のキーワードとプリンが含まれる類似群コード 30A01 を掛け合わせて検索したところ、52件がヒットしました。

その内、「栄養満点とろけるプリン」に最も似ていそうなものが、以下の2件です。このような登録商標と似ている商品表示は避けることが無難です。あえて「とろける」を使いたければ、52件をよく見ていずれにも似ていないように、言葉の組み合わせや、特徴的なロゴ、イラストを加えるなど工夫するとよいでしょう。販売したり、外部へのレシピ提供の際の商品名は、登録商標と類似することがないように気をつけます。



登録5348350 (商願2010-001308)		とろける\半熟プリン	-	トロケルハンジユクプリン, トロケル, ハンジユクプリン, ハンジユク	30	株式会社ジェイスーツたしる屋
登録5507463 (商願2011-094563)	心にとろける大人のプリン	心にとろける\大人のプリン	-	ココロントロケルオトナノプリン, ココロントロケル, オトナノプリン, オトナノ, オトナ	30	森永乳業株式会社

図 商標検索の結果 (検索日 2024/01/08 52件ヒットの内2例)

ワークショップ第3回（令和5年10月17日）

1 ヒアリングの結果（宿題の確認）

プロジェクトチームで分担し、3年生の課題研究12チームにヒアリングを宿題として行い、それを持ち寄って発表した。内容を次の通り一覧表にまとめた。

テーマ	それはどんな取組？	なぜそれをしようとしている？	PBLを進める中で参考にしているHP（クックパッドや個人のサイト）や本はある？どんなもの？できるだけ具体的に
1 大ちゃん変身プロジェクト～大ちゃんをかってよくプロデュース～キットを面白く発展させたいタメ	小学生に向けた水耕栽培を通して庄原市の農業従事者の増加を目指す	グループ内で高校らしきを用いて、インターネットで見つ、野菜を水で育てるキットの存在を見つけ、このキットを自分たち流にキットを生かし交流することで、誰もが農業に関われる仕組みを作ることが出来る	ないですが、農業科の先生、小学校の先生にアドバイスをいただいている
2 オリジナルレクリエーションで高齢者を元気に	レクリエーションを通して認知症予防や残存機能の活用、コミュニケーションのきっかけ作りに役立てたい	高齢化が進む庄原市において、体を動かすことで身体の機能の向上やリハビリを兼ねて高齢者の方に健康を維持してもらい、心身共にいつまでも楽しく生活してほしい思いから。最初4人グループだったのですが、それぞれやりたいことが違い、福祉の授業でレクリエーションを実施し、興味を持ちテーマを友だちと考えた	特になし
3 beautiful of shobara	ドレスを使って庄原や実業でやっていることに興味を持ってもらう	授業でドレスをしているから	google
4 ワンステップアップ～農村生活にデニムで新しい風を～	県北で生産されているデニムを使って、地域活性化につなげる	毎年カイハラ産業さんから「コラボしませんか」とくるので、それを利用したいと思ったから。	ドレス制作の本、カイハラさんのHP、SDGSについて
5 子どもたちにsmileを！	図鑑の制作とフェルト絵本の作成をしています。	病院が嫌いな子どもたちが少しでも安心して過ごしてもらえるように	なし
6 栄養満点！とろけるプリン	必要な栄養素が不足しがちな高齢者に対して、食事で取れない栄養をスイーツで補い、高齢者施設の方に食べたてもらうことを目標としている。	庄原の課題を考えた時に、高齢者の増加が問題となっていることを知った。調べていくうちに高齢者は栄養問題をかかえていると分かり、私たちにできることがないか考え、このテーマに至った	クックパッド…簡単に作れるプリンのレシピ
7 庄原ちゅうたろう～ホテル1000年都市への道～	ホテルを増やすため、護岸工事を生物多様性にシフトする。そのために、鋳田籠という護岸工事の工法を取り入れ、実験をしていく。	堀内先生から「鋳田籠工法」があるということを知った。	鋳田籠工法協会
8 激辛トウガラシで庄原をアツク！！	激辛トウガラシで耕作放棄地を埋め尽くしトウカラ市にする。	吉岡香辛料研究所の吉岡さんとタッグを組み取り組みを始めた。	吉岡さんのお言葉
9 ウルシで里山を保全！！	ウルシを荒れた土地に植えることで保全する。	先輩の発表を聞いてウルシに興味をもった。	なし
10 いこいの場	庄原で取れた粘土を使ってレンガを作り、それをいこいの場に使う。	庄原にはゆっくり休める場所がなく、そこで自分たちが作りたかった。	松本レンガさんのサイトやカジオカレアさんです。
11 廃材を利用する。	庄原の空き家から出た廃材で家具を作る。	全国でも庄原は空き家が多いから。	ない
12 自然を生かしたアスレチックを建てる。	放置竹林が増加している問題を解決する取り組みをしています	放置竹林をなくすため。	なし

表 12 チームのヒアリング結果（この表は左右見開きで連続している）

多様なテーマであり、いずれも地域や企業と連携していたり、将来的な社会実装を想定して行われているものである。

当初これらをそのままケース教材として、危害要因の抽出とその対策の立案を計画していたが、知的財産や食品安全に関すること等が各事例に分散していることから、これらのヒアリング結果を講師（陳内）が預かり次回までにケース教材にまとめ直すことにした。

	PBLのゴールは何？	ゴールの実現にあたって問題になりそうなことはある？	取組の中で、心配になることはある？それはどんなこと？	取組の中で、危険に感じたことや怪我しそうになったこと、個人情報等で心配になったことはある？	その他
1	実業生と小学生との持続的な交流活動と、農業従事者を増やしたい	キットの名前、継続の維持	100%育つか分からないから、小学生のダメージがあるから小松菜の栽培状況が重要になってくる	道具の扱い(手を切ったり)、小学生二年生が対象のため危ないから	
2	とくになし	なしだと思う	曲を使っているため心配、天国と地獄、幸せなら手を叩こう	たぶんない	なし
3	ファッションショー、ポスター(市役所とかに貼ってもらう)、ドレス展示(学校、庄原グランドホテル)を考え中	ドレスが文化祭までに完成するか、ポスターやドレスを展示してもらえるか	ドレスが完成するかどうか、最終的なまとめ方	ドレス製作中の怪我	いいドレスを作っても少しでも庄原や実業に興味を持ってもらいたい
4	デニムエプロンの商品化 デニムを使ったドレスは観光客とかでレンタルで借りられるようにして、写真撮影を楽しんでもらう(備北丘陵公園)	肥満体型のひとに申し訳ない。企業の協力ができないと大量生産が難しい。	大量生産できるか、企業に手伝ってもらえるか	ミシン	なし
5	庄原子どもクリニックさんに置かせていただいで実際に子どもたちに見てもらおうこと	もしかたら壊れたり破れたりしてしまうかもしれない	なし	針が刺さってしまった。	なし
6	高齢者施設の方にプリンを食べってもらうこと	高齢者施設との連携が取れるか	物価が高騰していること	やけど、包丁で手をきる	
7	庄原の護岸工事= 鋳田籠を当たり前にする。	なし	なし	なし	なし
8	耕作放棄地を活用し、土地をムダにしないようにする。	土壌の内容物がどこまで辛みにつながるのかということ。	なし	粉をつくと目や鼻が痛く、死にそうになったこと。	なし
9	庄原の土地の保全	鹿の食害	なし	ウルシのかぶれ	なし
10	去年の先輩がやっていたビオガーデンの場所に作る。	レンガを大量に作るかと、時間が足りるか不安。	レンガのたいきゅうせい。	粘土をとる際に山へ登ったときにすべりそうになった。	なし
11	廃材から家具を作る。	廃材をもらう。	ない	廃材をカットするときに指を切りそうになった。	なし
12	放置竹林をなくし、アスレチックを建てる。	費用がかかる。	製作中にケガしてしまう。	インパクトでやけどした。ビスをさしたあとさわるとあつかった。	なし

ワークショップ第4回（令和5年12月12日）

0 講師によるケースの作成

第3回のヒアリング（12の取組）から3つの仮想ケースを講師が制作した（下表）。ケース教材化にあたり、実際の取組にはなくても想定されうる危害要因は書き加えた。

<p>ケース1 「とろけるプリン」</p> <p>高齢者が不足する栄養素を補うプリンを開発しようという目標を立てプロジェクトを開始した。レシピは、クックパッドなどのネット上のものを参考にしてオリジナルレシピを開発した。見た目と風味をよくするために、加熱調理後、カラメルソースの代わりに、きなこをまぶし、ミントの生葉を添えることにこだわり映えるものになった。</p> <p>試作品は学校の調理室で作り、生徒、先生で試食した。写真を撮ってレシピとともに SNS に公開した。その時、オリジナルレシピとして、作った生徒名も顔写真とともに載せた。</p> <p>実際に高齢者の人に試食してもらおうと、近隣の高齢者福祉施設に持ち込んだ。しかし、安全性の理由から、直接食べてもらうことはできなかった。そのため、レシピ提供だけに留め、試食は、生徒らが同居する祖父母に試食してもらい感想をアンケート形式でもらうことをゴールとした。</p>
<p>ケース2 「激辛唐辛子で庄原をアツク」</p> <p>庄原の新たな特産品をつくることを目標にプロジェクト学習を開始した。庄原市の地元企業から3種類のトウガラシの種苗をもらって露地栽培で生育比較実験を始めた。学校圃場を使ったので、トウガラシに隣接してホウレンソウやキャベツ、落花生など複数のものが作られていた。</p> <p>これら種苗は世界一辛いと言われている品種であり、いずれも海外原産のものである。どのようにその企業が入手したのか、日本での品種登録の状況なども知らないが、企業から栽培していいと言われた。栽培の条件や方法は、普通の唐辛子の栽培の仕方をインターネットで調べてそれを参考にして行った。唐辛子そのものに刺激があるため、害虫の発生はなく有機栽培で育てることができた。</p> <p>収穫作業や調整作業は、他の作物との共用の場所で行っている。収穫作業は素手でいき、その手で顔を掻いたら唐辛子の成分がしみととても痛い思いをした。</p> <p>収穫物は、小袋に分けて文化祭で販売し好評を得た。収穫の時に痛い思いをしたので、「唐辛子に触った手で他のものを触ることは危険」との表示を行った。来年度、後輩が研究を引き継いでくれることを考えて、収穫物から得られた種を品種毎に保管した。</p> <p>最終的には香川県がうどん県としてPRしているように庄原市をトウガラ市としてPRしたい。また、あわせて「トウガラ市」と組み合わせる「トウガラシと庄原市の地図をモチーフにしたキャラクター」を生徒が創作した。唐辛子の品種をくれた企業が、この商標登録出願をしたいという要望があったので、この「トウガラ市」と「組み合わせたイラスト」の著作権は、その企業に無償で提供する約束をした。</p>
<p>ケース3 「廃材利用で家具をつくる」</p> <p>空き家が増えその取り壊しで出る廃材はその多くが焼却処分されている。それを有効利用したいと考え、廃材から家具を製作しそれを商品として販売するビジネスモデルをつくることを目標にプロジェクト学習を開始した。</p> <p>廃材は近隣の処理業者から分けてもらい、学校内で家具を製作することにした。まずは教科書に載っていた設計図で椅子を作った。商品化を目指して価値を高めるためにインターネットでよいデザイン家具を探して、その画像を参考にして自分たちで設計図を作って制作した。全体的には参考にしたデザイン家具に似ているが、一部のデザインを変えてオリジナリティを出した。</p> <p>さらに、廃材の雰囲気をより出すため、ダメージのあるところを活かして欠けた部分はレジンで埋めて材料をつくり、これを先ほどの家具の部品とすることで唯一無二のオリジナルデザインとすることを特徴にしている。</p> <p>この制作過程で、指を切りそうになったことがあったが幸い怪我はせずいくつかの作品をつくることができた。</p> <p>まずは、この数点の作品を文化祭で販売して、顧客の反応を見てアンケートを取りたい。せっかくなので、空き家を活かす意味を込めて、ブランド名は「IKEYA・活家」とつけて販売することにした。</p> <p>PR効果が最大になるように、この販売に当たってはSNSにアップして広く地域に紹介しようと思う。</p>

表 庄原実業高校で行われているプロジェクト学習を元にしたケース教材3つ

1 ケースから対策を考える

これらケース教材を読み解き、問題点（危害要因）を見つけ、その対策を考えてみよう。

手順

- ①ケースを読んで気になるところに下線を引くなどして印をつける。
- ②表の「気になったところは？」に書き出す。
- ③どこに問題があるのか自分の言葉で整理する。そのとき他の人の意見も参考にする。
- ④対策を各自で出し合い、それを文章として整理する。対策の良し悪しについての判断はせず、発言された対策はすべて書き出すように努める。※対策を考えることとその良し悪しの判断を合わせて行くと、萎縮してしまい発言しにくくなる。どの対策を最終的に採用するかは出し終わってからがよい。
- ⑤関係する分野や権利等を書いておく。
- ⑥先生や専門家のアドバイスをもらい、ブラッシュアップする。
- ⑦考えた対策をもとにガイドラインを作成する。

※本ワークショップでは、時間の関係上⑥までとした。

ケース1 「とろけるプリン」
 高齢者が不足する栄養素を補うプリンを開発しようという目標を立てプロジェクトを開始した。レシピは、クックパッドなどのネット上のものを参考にしてオリジナルレシピを開発した。見た目と風味をよくするために、加熱調理後、カラメルソースの代わりに、きなこをまぶし、ミントの生葉を添えることにこだわり映るものになった。
 試作品は学校の調理室で作り、生徒、先生で試食した。写真を撮ってレシピとともにSNSに公開した。その時、オリジナルレシピとして、作った生徒名も顔写真とともに載せた。
 実際に高齢者の人に試食してもらおうと、近隣の高齢者福祉施設に持ち込んだ。しかし、安全性の理由から、直接食べてもらうことはできなかった。そのため、レシピ提供だけに留め、試食は、生徒らが同居する祖父母に試食してもらい感想をアンケート形式でもらうことをゴールとした。



	気になったところは？	どこに問題がある？	どうすればよい？ (対策)	関係する分野や権利等
1				
2				
3				
4				



まず表の空欄を各自で埋めてから、その後に発表しよう。他者の考えの中でも「これはいいな！」と思ったことは、自分のワークシートに書き加え充実させる。

図 ケース教材を用いた学習の進め方

2 ケース教材の解答例

本ワークショップでのプロジェクトチーム生徒の考えを解答例として示す。

<p>ケース1 「とろけるプリン」</p> <p>高齢者が不足する栄養素を補うプリンを開発しようという目標を立てプロジェクトを開始した。レシピは、クックパッドなどのネット上のものを参考にしてオリジナルレシピを開発した。見た目と風味をよくするために、加熱調理後、カラメルソースの代わりに、きなこをまぶし、ミントの生葉を添えることにこだわり映えるものになった。</p> <p>試作品は学校の調理室で作り、生徒、先生で試食した。写真を撮ってレシピとともにSNSに公開した。その時、オリジナルレシピとして、作った生徒名も顔写真とともに載せた。</p> <p>実際に高齢者の人に試食してもらおうと、近隣の高齢者福祉施設に持ち込んだ。しかし、安全性の理由から、直接食べてもらうことはできなかった。そのため、レシピ提供だけに留め、試食は、生徒らが同居する祖父母に試食してもらい感想をアンケート形式でもらうことをゴールとした。</p>

	気になったところは？	どこに問題がある？	どうすればよい？ (対策)	関係する分野や権利等
1	SNSにアップした	生徒名と顔写真を合わせて載せた。個人情報の流出につながり問題。	生徒名と顔写真の両方を揃えては載せない。顔写真を載せる場合は、学校名だけに留める。	肖像権
2	他人のレシピを参考にオリジナルレシピを作ってSNSにした。	自分がオリジナルレシピであると思っても、真似された側はそうは思わない。	<ul style="list-style-type: none"> 参考にした URL を参考資料として一緒に掲載する。 元のレシピを作った人に、掲載の連絡をする。 謝辞を掲載する。 	著作権等
3	加熱調理後、カラメルソースの代わりに、きなこをまぶし、ミントの生葉を添えることにこだわり映えるものになった。	加熱調理後、生のものと混ぜていること。きなこをまぶしたパンが過去、学校給食で大規模なノロウイルスでの食中毒を起こしている。	<ul style="list-style-type: none"> 映え重視ではなく、食品安全を第一にレシピを組み立てるようにする。 映えはおまけ。 	食品安全
4	近隣の高齢者福祉施設に持ち込んだ。しかし、安全性の理由から、直接食べてもらうことはできなかった。	大規模な施設で、最初から試食してもらうのは食品安全上、リスクが高い。	施設の専門の栄養士さんに、監修してもらうなどして安全性を高める。	食品安全

ケース2 「激辛唐辛子で庄原をアツク」

庄原の新たな特産品をつくることを目標にプロジェクト学習を開始した。庄原市の地元企業から3種類のトウガラシの種苗をもらって露地栽培で生育比較実験を始めた。学校圃場を使ったので、トウガラシに隣接してハウレンソウやキャベツ、落花生など複数のものが作られていた。

これら種苗は世界一辛いと言われている品種であり、いずれも海外原産のものである。どのようにその企業が入手したのか、日本でどの品種登録の状況なども知らないが、企業から栽培していいと言われた。栽培の条件や方法は、普通の唐辛子の栽培の仕方をインターネットで調べてそれを参考にして行った。唐辛子そのものに刺激があるためか、害虫の発生はなく有機栽培で育てることができた。

収穫作業や調整作業は、他の作物との共用の場所で行っている。収穫作業は素手でを行い、その手で顔を掻いたら唐辛子の成分がしみてとても痛い思いをした。

収穫物は、小袋に分けて文化祭で販売し好評を得た。収穫の時に痛い思いをしたので、「唐辛子に触った手で他のものを触ることは危険」との表示を行った。来年度、後輩が研究を引き継いでくれることを考えて、収穫物から得られた種を品種毎に保管した。

最終的には香川県がうどん県としてPRしているように庄原市をトウガラ市としてPRしたい。また、あわせて「トウガラ市」と組み合わせる「トウガラシと庄原市の地図をモチーフにしたキャラクター」を生徒が創作した。唐辛子の品種をくれた企業が、この商標登録出願をしたいという要望があったので、この「トウガラ市」と「組み合わせたイラスト」の著作権は、その企業に無償で提供する約束をした。

	気になったところは？	どこに問題がある？	どうすればよい？（対策）	関係する分野や権利等
1	唐辛子の栽培の仕方をインターネットで調べてそれを参考にして行った。	インターネット上の栽培方法が、投稿者のオリジナルなもの(※※農法)でそれを真似するのならば、その表示をしないのはトラブルになるのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> 研究発表時や、論文発表時には、参考にした URL を参考資料と一緒に掲載する。 元の栽培法を作った人に掲載の連絡をする。 謝辞を掲載する。 	著作権等
2	唐辛子の栽培の仕方をインターネットで調べてそれを参考にして行った。	<ul style="list-style-type: none"> 生育比較実験なので、標準的な栽培方法を用いなければ、正しい比較にならないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究発表時や、論文発表時には、参考にした URL を参考資料と一緒に掲載する。 元の栽培法を作った人に掲載の連絡をする。 謝辞を掲載する。 	研究倫理、著作権
3	学校圃場を使ったので近くでは、ハウレンソウやキャベツ、落花生など複数のものが作られていた。	害虫がわからない程の刺激があるのに、人への被害はない？	<ul style="list-style-type: none"> 危険な品目を研究テーマに選ぶときには、事前に先生に相談をする。 必ず使い捨ての手袋を利用して管理する。 立ち入り禁止の看板をしたり、柵で覆うなど、うっかり人が触らないような対策を取る。 	労働安全

4	学校圃場を使ったので近くでは、ホウレンソウやキャベツ、落花生など複数のものが作られていた。	有機栽培で栽培しているが、ほかの作物の付近に植えてもいいのか？	・ドリフト被害の恐れがあるため、他の農産物と近くで栽培する際には、農薬が互いに掛からないような対策をとる。（「※※日に収穫予定なので、農薬を撒かないください」という立て札をつける）	食品安全
5	学校圃場を使ったので近くでは、ホウレンソウやキャベツ、落花生など複数のものが作られていた。	アレルギーである落花生の近くで一緒に生産されている。	落花生は、アレルギーなので、一緒に取り扱う際には、他の農産物とふれあわないように注意する。	食品安全
6	日本での品種登録の状況なども知らないが、企業から栽培していいと言われた。	正規ルートで購入していない種苗は、種苗法や、生物多様性条約に違反している可能性がある。	・日本で従来から栽培されている在来種の品種であれば、農家等から分けてもらうのは問題ないが、新品種や他国原産の品種の場合、正規ルートで購入する。違法なものでないか確認するために先生に相談する。	育成者権、生物多様性条約
7	収穫物は、小袋に分けて文化祭で販売し好評を得た。	種苗法違反の品種であると知らずに作って、それを販売したとしたら、侵害品を販売したことになる。	・試験栽培だけで終わるなら、正規に購入していない登録品種を無断で栽培しても問題ないが、販売すると侵害になる。販売までを考えているなら、種苗は正規に購入するか、一般品種、在来品種を用いる。	育成者権
8	「トウガラ市」と組み合わせる「トウガラシと庄原市の地図をモチーフにしたキャラクター」を生徒が創作した。・・・その企業に無償で提供する約束をした。	ネーミングとそれと組み合わせるキャラクターは生徒が創作している。この著作権を、商標権を取ろうという企業に譲渡するのは適切だろうか。	・著作権を譲渡すると、本人や後輩達も含めて他者が使えなくなる。プロジェクトが目指す公共性を考えた取扱（ライセンス契約など）ができるように専門家に相談する。	著作権、商標権

ケース3 「廃材利用で家具をつくる」

空き家が増えその取り壊しで出る廃材はその多くが焼却処分されている。それを有効利用したいと考え、廃材から家具を製作しそれを商品として販売するビジネスモデルをつくることを目標にプロジェクト学習を開始した。

廃材は近隣の処理業者から分けてもらい、学校内で家具を製作することにした。まずは教科書に載っていた設計図で椅子を作った。商品化を目指して価値を高めるためにインターネットでよいデザイン家具を探して、その画像を参考にして自分たちで設計図を作って制作した。全体的には参考にしたデザイン家具に似ているが、一部のデザインを変えてオリジナリティを出した。

さらに、廃材の雰囲気をより出すため、ダメージのあるところを活かして欠けた部分はレジンで埋めて材料をつくり、これを先ほどの家具の部品とすることで唯一無二のオリジナルデザインとすることを特徴にしている。

この制作過程で、指を切りそうになったことがあったが幸い怪我はせずいくつかの作品をつくることができた。

まずは、この数点の作品を文化祭で販売して、顧客の反応を見てアンケートを取りたい。せっかく売るので、空き家を活かす意味を込めて、ブランド名は「IKEYA・活家」とつけて販売することにした。

PR効果が最大になるように、この販売に当たってはSNSにアップして広く地域に紹介しようと思う。

	気になったところは？	どこに問題がある？	どうすればよい？（対策）	関係する分野や権利等
1	商品化を目指して価値を高めるためにインターネットでよいデザイン家具を探して、その画像を参考にして自分たちで設計図を作って制作した。	・真似して作っていいのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・授業で、いいものを真似して作るだけなら、問題にならないので、デザイナーに事前に許可を得ることは不要。 ・販売するときには、著作権侵害や意匠権侵害になる恐れがある。販売するのであればデザイナーに事前許諾が必要である。販売しないという選択もよい。 ・研究発表時や、論文発表時には、参考にしたURLを参考資料として一緒に掲載する。 ・元のデザインを作った人に掲載の連絡をする。 ・謝辞を掲載する。 	著作権、意匠権
2	ブランド名は「IKEYA・活家」とつけて販売することにした。	IKEAの商標権侵害になるのではないかな。	類似した商標にも、商標権は及ぶ。自分たちのオリジナルなネーミングと思っても、売り出す前にJPLATPATの商標検索で、似た商標がすでに登録されていないか調べる。	商標権
3	PR効果が最大になるように、この販売に当たってはSNSにアップして広く地域に紹介しようと思う。	他者のデザイン家具を模倣したものや登録商標と似た商標を付けて売ろうとしていることをSNSにアップすることで炎上するのではないかな？	デザイン家具は意匠権や著作権、商標は商標権で保護されている。授業内だけで真似して作るのは問題ないが、これを販売したり、公衆送信（SNS等）するのは侵害行為になる。	意匠権、商標権
4	指を切りそうになったことがあったが幸い怪我はせずいくつかの作品をつくることができた。	怪我がなくてよかったが、怪我をしそうになったことがすでに問題。	<ul style="list-style-type: none"> ・怪我をしないように、作業台など事前に整理整頓する。 ・怪我しそうな作業は、一人でしない。先生に事前にどんな作業をするのか伝えておく。 	労働安全
5	一部のデザインを変えてオリジナルティを出した。（欠けた部分をレジんで補った。）	問題ではなく、反対にこれは素晴らしいところ。よいものの真似を繰り返しながら、新しい知・価値を加えていっている。	元のデザインを考えたデザイナーの方に写真を送って、ご指導いただくなど次の展開につなげたい。	著作権

1 指針・方針

産学連携・地域協働によるプロジェクト学習は、自動車学校の路上教習と同じだと考えよう。実際に社会に出て活躍できる力が身に付く一方、事故に繋がることもある。交通ルールや交通マナー同様に、産業界のルールやマナーがある。

産業界で重要なことは、「①労働安全（作業者の安全）」、「②「食品安全（消費者の安全）」、そして、競争力の源泉である「③知的財産の保護（尊重）」である。これに加えてプロジェクト学習は「研究活動」を通じて学ぶことから「④研究倫理」も重要である。

私たち生徒自身がハンドルを握り路上に出ている気持ちでこれらを意識し活動しよう。

2 プロジェクト学習で気をつけること。

(1) 労働安全（作業者の安全）

①整理整頓を心がけよう

怪我をしないように、作業台など事前に整理整頓を心がける。

②報告・連絡・相談と協力を大事にしよう

怪我しそうな作業は一人でしない。先生に事前にどんな作業をするのか伝えておく。

③研究テーマは先生や専門家に相談しよう

危険な品目（世界一辛い唐辛子など）を選ぶ時には事前に先生に相談し、どんなことを気をつけるべきか明らかにしておこう。

④掲示を徹底しよう

唐辛子など刺激の強いもの栽培は、思わぬ怪我に繋がることもある。うっかり人が触らないように触ると危険である旨の表示が必要だ。刺激の強いものだけでなく、その他の栽培実験等についても掲示をして、何を行っているのか分かるようにしよう。

(2) 食品安全（消費者の安全）

食中毒を起こさないよう、食品安全を第一にレシピ（加工工程）を考える。映えはおまけ程度と心得る。

②アレルギーにも目配りしよう

特定原材料7品目（卵、乳、小麦、えび、かに、落花生、そば）は人によっては少量でも食品アレルギーを起こす。自分が大丈夫だからと油断しないように意識しよう。

③社会実装の前に、専門家に相談しよう

考案したレシピの福祉施設等への提案等では、施設専門の栄養士の方に監修してもらうなど、安全性を高めよう。

(3) 知的財産の保護（尊重）

①よいものは積極的に真似しよう

優れた事例や、先輩の研究、売られている良い製品を見本として、真似して取り組ん

でみることは成功の早道である。学校内での授業の過程での取組なら侵害にもならない。積極的に真似しよう。(但し、それをそのまま売ったり、インターネットにアップすると侵害になる。校内での研究開発段階と販売・公開段階は分けて考える)

②種苗の入手や取扱に気をつけよう

試験栽培だけで終わるなら、正規に購入していない登録品種を無断で栽培しても問題ないが、それから得られた収穫物や種苗を販売すると侵害になる。販売までを考えているなら、種苗は正規に購入するか、一般品種、在来品種を用いるようにしよう。育成者権(品種登録制度)や生物多様性条約は複雑なので、専門家に相談しよう。

③開発した商品のネーミング・マークに気をつけよう(商標権)

自分で考え出したネーミングでも既に他社が商標登録していることもある。似ているものを使うことも許されない場合がある。商標を考えたら、実際に使って販売する前に、商標検索をしたり専門家に相談しよう。

④真似して作ったものは公開前に許諾を得よう

デザイン家具や既存の商品を真似して作ったものを売ったりする前に、元の権利者に許諾を得よう。勝手に真似されるとカチンとくるが、事前に「素晴らしいデザインですね!専門の学習の一環として真似して作りました。参考にしたデザインとして〇〇様のお名前と作品名も併せて学校HPで紹介していいですか?」など尋ねられると悪い気分になる人はいない。

⑤勝手にHPやSNSに公開しない

インターネットを利用して、活動をPRすることは大変よいことです。公開しようと思うからこそ、紹介の文章や写真撮影も工夫するでしょう。反面、その公開が大きな損失に繋がることがあります。企業を見学した際の写真や、企業と共同研究しているものをSNS等にUPしたり、研究発表会で発表したりすると、企業側が特許権が取得できなくなったり営業秘密が公開されてしまうなど取り返しのつかないことになりかねません。インターネット等での公開は、連携先の企業等や先生に確認を得て行いましょう。

⑥プライバシーに配慮する

活動の様子をUPするとき、生徒の顔写真と名前を一緒に表示する状況になるときは先生に相談しましょう。顔と名前が一緒に出ると検索等でその人を特定できる状態になります。顔写真を小さくして二次利用できない精度にするなどの工夫をします。

(4) 研究倫理

①論文には、謝辞・参考文献・引用文献を記載しよう

研究活動はゼロからはできません。参考にした先輩の研究やHPの情報があるはず。また協力や指導してくれた人もいるでしょう。論文ではこれらを示しましょう。

②自分が行った研究の範囲を明確にしよう

先輩から引き継いだ研究や、企業、公設試、大学等との共同研究の場合、研究への個々の成果が不明瞭になることがあります。読む人に誤解を与えないようにまとめよう。

あとがき

プロジェクトチーム生徒の感想

夏休みから12月にかけて、長期で始まった知的財産にまつわるプロジェクトに参加させていただきました。最初は食品の衛生面について話しをして、そこから段々と知的財産について知り、PBL活動をする時に何に気を付ければいいのかを全員で話し合うことができ、とても有意義な時間になりました。

最後のグループワークでケースから問題点を読み取る時、私含め全員、何が問題でどうすれば解決することができるのかを発表できていたので、夏休み前と比べて格段に成長していると感じています。

今回のプロジェクトから、ネットを利用する際や研究レポートを作成するときには、知的財産権のことを考えながらトラブルの無いよう安全なレポート作りを実現させていきたいです。

(食品工学科3年 背戸 彩花)

.....

これまでの学習を通して普段の生活で意識するようになったことがいくつかあります。まず他の学年のPBLの発表を聞いて「この技術はあの企業が開発したものだから勝手に使うのは良くない」、「もうすでに似たような商品があるが、大丈夫なのか」など、知的財産の視点で見ることが増えました。そして自分が今やっているPBL活動に対しても様々な考えをもつようになりました。

ここで得た知識を学校生活の中で終わらしてしまうのではなく、これからの就職先で新商品の開発に関われる場面があれば、もう1度この学習を思い出して活かしていこうと思いました。

(食品工学科3年 室田 遼弥)

.....

知的財産について初めから学んでみて、知らないことがたくさんあり、あいまいな所がありました。今日は、先生と学んでみて不安な点や、分からないことが分かるようになりました。今後は、社会に出て資料を使う場面が多くなってくると思うので、資料を作成する際は知的財産について考え気を付けようと思った。また学校内でのガイドラインを使うことを目標に頑張り、体育祭や学園祭に役立ててほしい。

(環境工学科3年 入瀬 那琉)

.....

今回の知的財産を受け、知らなかったではすまず事が出来ないなと思いました。これから先は、スマホなどがもっと身近になってくるのでその分、知的財産を身近になってくると思うので、気を付けながら生活していきたいです。また、就職したら、資料などをつ

くる事も多くなってくると思うので、知的財産の事を、気にしながら資料などつくっていきたいと思います。後輩の人達には、知的財産の事を考えながら、PBL学習やこれからの学校行事を、行って行ってほしいと思います。

(環境工学科3年 大段 海斗)

私は、この知的財産の話し合いで、世の中のもので使ってはいけないものとダメなものや、使っていていい時とダメな時が分かりました。また、私たちの行っているPBLの授業でも、やってはいけないことや注意すべき点についても理解することができました。その1つの言葉の表現や行ったことで、大変なことになってしまうことや最悪の場合、警察沙汰になってしまうということも知ることが出来ました。これからの生活の中で、パワーポイントやレポートを作る時など、沢山のことを意識しながら生活したり作成していこうと思えるようになりました。そして、もっともっと色々な人に知ってもらいたいと思うので、友人や家族に話してみようと思いました。

(生活科学科3年 草谷 カンナ)

まず、ガイドラインって何？知的財産は聞いたことはあるけど詳しくは知らないという所から始まりましたが、ルールとマナーを守り、モラルにそってガイドラインを作っていくことが分かりました。ガイドラインを作る上で、解決するために、具体的に考えることや1つのことに対してもっとくわしく考えるなど気を付けないなと感じました。

また、今自分達が取り組んでいる課題研究などから、これは危ない、気を付けないと、思うところを見つけることができ、それを考えることができるようになったと思います。完成までは出来ませんでした。知的財産について考えられる良い経験になりました。ありがとうございました。

(生活科学科3年 藤原 春香)

今までは、なぜそのガイドラインが必要なのか、よく意味も考えずに従ってきました。今回のプロジェクトを通して、ガイドラインは自分や皆を守るためになくてはならない大切なものと学び、またそのガイドライン作りに携われることを嬉しく思いました。私たちの課題研究を例に挙げ、その中でも著作権など気を付けるべきことがたくさんあると知りました。何か行動を起こすには常に責任がともなうことをしっかりと意識し、楽しく学びを深められるよう取り組んでいきたいです。

(生活科学科3年 林 紗耶)